

第2次八千代市生涯学習基本構想

平成22年10月



はじめに

近年、科学技術の進歩や少子高齢化、情報化、国際化など、社会は急激に変化し続けており、これに伴い、市民の生涯学習に対するニーズは高まってきています。

本市では、このような市民の生涯学習に対するニーズの高まりに対応するため、平成6年度に策定された「八千代市生涯学習基本構想」に基づき、「八千代市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習施策の推進を図ってまいりました。

しかしながら、「八千代市生涯学習基本構想」策定から15年近くが経過し、社会の情勢が変化したこと、平成18年に教育基本法が改正され、生涯学習の理念が盛り込まれたことなどを受け、新たな課題に的確に対応した新しい生涯学習基本構想の策定が求められるようになりました。このことから、新しい生涯学習基本構想として「第2次八千代市生涯学習基本構想」を策定いたしました。

本構想は、急激な社会変化に対応し、現状と課題を踏まえた上で今後の本市における生涯学習に関する施策を総合的に推進するための指針として策定するもので、平成23年度からの10年間を対象としております。今後は本構想に基づいて、一人ひとりが学びを深め、互いに成果を生かし合い、共に生きる生涯学習社会の実現を図ってまいります。

終わりに、本構想の策定にあたり生涯学習審議会委員の皆様、そして生涯学習に関するアンケート調査、パブリックコメントなどを通して生涯学習行政への貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成22年10月

八千代市長 豊田俊郎

目次

第1章 構想の概要	1
1. 構想策定の趣旨	1
2. 構想の位置づけと性格	2
3. 構想の対象期間	3
4. 構想の構成	3
第2章 基本構想	4
1. 基本理念	4
2. 基本目標	4
3. 基本方針	5
(1) 多様なニーズに対応した学びの機会の提供	6
(2) 学習成果の発表と学びを通じた交流の支援	7
(3) 団体活動の支援と学習成果の地域還元促進	7
(4) 人材の養成・確保・活用の推進	8
(5) 様々な情報媒体を利用した情報提供の充実	9
(6) 生涯学習関係施設の整備・充実	10
(7) 市民と行政の多岐にわたる連携	11
基本理念・基本目標・基本方針の概念図	13
4. 基本構想の推進にあたって	14
資料	15

第1章 構想の概要

1. 構想策定の趣旨

近年、社会は、科学技術の進歩や少子高齢化、情報化、国際化など急激に変化しています。これに伴い、市民の生涯学習に対するニーズは高まってきており、それに対応するため、「生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」すなわち「生涯学習社会」の構築が求められています。

本市では、社会の急激な変化による市民の学習需要の増大や多様化などに対応した生涯学習のまちづくりを進め、市民一人ひとりの生活の充実と住みよい地域社会の形成を目指すものとして、平成6年度に「八千代市生涯学習基本構想」を策定しました。以来、この構想に基づき、「八千代市生涯学習推進計画」「第2次八千代市生涯学習推進計画」「第3次八千代市生涯学習推進計画」「第4次八千代市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習施策の推進を図ってまいりました。

しかしながら、「八千代市生涯学習基本構想」策定から15年近くが経過し、社会の情勢が変化したこと、教育基本法が改正され、生涯学習の理念が盛り込まれたことなどを受け、新たな課題に的確に対応した新しい生涯学習基本構想の策定が求められるようになりました。

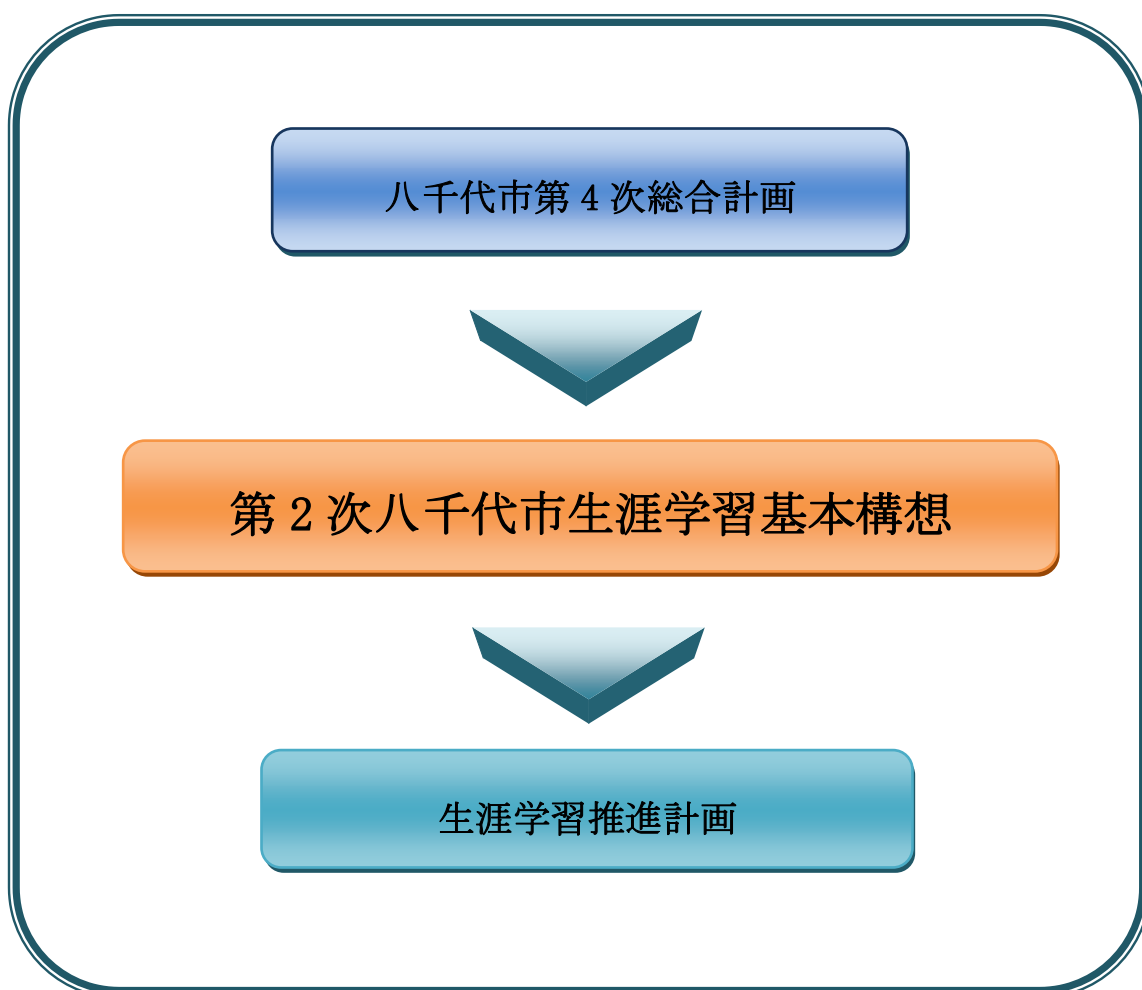
このことから、八千代市の現状と課題を踏まえ、今後の本市における生涯学習に関する施策を総合的に推進する指針として、第2次八千代市生涯学習基本構想を策定しました。

2. 構想の位置づけと性格

本構想は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため策定する「八千代市第4次総合計画」の策定と合わせて、生涯学習を推進するための方針として策定するものです。また、本構想は、急激な社会変化に対応するため、市の現状と課題を踏まえ、今後の本市における生涯学習に関する施策を総合的に推進するための指針として策定するものでもあります。

本構想の実現にあたっては、生涯学習に関する施策を体系的に示した生涯学習推進計画を策定し、生涯学習行政の推進を図っていきます。

◆ 第2次八千代市生涯学習基本構想の位置づけ ◆



3. 構想の対象期間

本構想の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 か年とします。

4. 構想の構成

本構想は、第 1 章及び第 2 章の 2 つの章で構成されています。

第 1 章では、本構想の性格や期間など、概要について述べています。

第 2 章では、本構想の核の部分である基本構想について、生涯学習の基本理念と基本目標を挙げ、これらを達成するための基本的な方針について、本市の現状や課題を交えて述べています。

上記の第 1 章及び第 2 章に関するデータや本構想の策定経過などを、最後に資料として掲載しています。

第2章 基本構想

1. 基本理念

本構想では、八千代市第4次総合計画に沿って生涯学習部門を担うため、八千代市第4次総合計画の将来像を実現するための理念を定めます。

これからの変化の激しい社会においては、生涯を通じて自己を磨き、高めていくことが一層重要になります。そのためには、市民一人ひとりが、個人の発達段階やそのとき置かれている状況等を踏まえつつ、だれもが若年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことのできる社会の実現を目指す必要があることから、「一人ひとりが学びを深め、互いに成果を生かし合い、共に生きるまち八千代」を構想の基本理念として設定します。

基本理念

一人ひとりが学びを深め、互いに成果を生かし合い、共に生きるまち八千代

2. 基本目標

八千代市では、一人ひとりが個人として自立し、常にその能力を磨きながら健康で充実した人生を実現できるよう、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、充実させるとともに、その成果を生かして社会貢献や新たな挑戦ができるよう、学びを通じた交流と成果の還元を支援し、学びの循環を図ります。

また、この学びの循環を円滑に進めるため、生涯学習関係施設の整備や情報の提供など市民の学びの環境の整備を図ります。

上記の循環や環境整備を図る際には、関係各課をはじめ、学校やNPO、その他の関係機関などと連携しながら進める必要があることから、生涯学習推進体制の整備を図ります。

このことから、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標

一人ひとりの学びを支援し、充実させる
学びを通じた交流と成果の還元を支える
市民の学びの環境を整える
生涯学習推進体制の整備を図る

3. 基本方針

基本理念及び基本目標を受けて、これらを達成するため、以下の7つの基本方針に基づいて生涯学習を推進します。

基本方針

- (1) 多様なニーズに対応した学びの機会の提供
- (2) 学習成果の発表と学びを通じた交流の支援
- (3) 団体活動の支援と学習成果の地域還元促進
- (4) 人材の養成・確保・活用の推進
- (5) 様々な情報媒体を利用した情報提供の充実
- (6) 生涯学習関係施設の整備・充実
- (7) 市民と行政の多岐にわたる連携

(1) 多様なニーズに対応した学びの機会の提供

【現状と課題】

本市では、各公民館・図書館や男女共同参画センター、郷土博物館、文化伝承館等で多様な主催講座が開催されているほか、市のスポーツ関連団体が主催するスポーツに関する講座も設けられており、多くの人に利用されています。

そのほかに、家庭教育講演会や食育フォーラム、思春期保健シンポジウムなど、講演会や討論会も開催され、学習機会の提供として役立っています。

これらの講座や教室などについては、平日の昼間に開催されているものもあり、勤労者が参加し難い状況にあります。このことから、誰でも参加しやすくなるよう、日時や参加対象の設定を工夫した講座・教室などを開催していく必要があります。

また、内容については、趣味や教養に関する講座が比較的多いという現状があります。

しかしながら、今日の変化の激しい社会にあっては、市民一人ひとりが自らを磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術を継続的に習得する機会も必要であると考えられます。

このことから、学習の内容については、一人ひとりの人生を豊かにするための文化・教養タイプの学習機会に加え、男女共同参画社会の形成に向けた学習や環境問題に対する理解を深める学習などといった社会的に必要とされる学習機会についても、その提供を図る必要があります。

また、学習機会の提供を図るにあたっては、学習機会を分野別の学習コースに位置付けるなど、体系的な整備を検討していく必要があります。

● 資料 2 第2次八千代市生涯学習基本構想関連データ (1)(2)(3) 参照

【基本方針】

一人ひとりの学習活動を充実させるため、誰もが身近な場所で、そのニーズに応じた学習機会を得ることができるよう、日時や参加対象の設定を工夫した講座・教室などを開催します。

また、学習の内容については、一人ひとりの人生を豊かにするための文化・教養タイプの学習機会に加え、男女共同参画社会の形成に向けた学習や環境問題に対する理解を深める学習などといった社会的に必要とされる学習機会についても、その提供を図ります。

このほかに、学習機会の提供を図るにあたっては、学習機会を分野別の学習コースに位置付けるなど、体系的な整備を検討します。

(2) 学習成果の発表と学びを通じた交流の支援

【現状と課題】

本市では、学習成果の発表の機会や交流などのため、多くの事業が展開されています。代表的なものとしては、公民館まつりを含む市民文化祭や、ブロンズ像友好釧路市・八千代市少年少女交歓大会などが挙げられます。これらのほかにも、ニューリバーロードレース in 八千代や市民体育大会といったスポーツに関するイベントに加え、市民相互の親睦等を図る八千代ふるさと親子祭なども開催されています。

これらのように、本市では多種多様な交流事業が図られていますが、中には、参加者が一部の市民に固定化されている、継続的な活動に結びついていないといった事業もみられることから、これらのあり方を検討していく必要があります。

● 資料 2 第2次八千代市生涯学習基本構想関連データ (4) 参照

【基本方針】

現在も学習成果の発表や、学びを通じた交流活動は、公民館まつりをはじめ、多くのものが行われています。これら文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動など、多様な学習領域の学習成果の発表会や市民団体・グループ相互が交流する機会は、市民相互の人的ネットワークをより豊かなものにするとともに、市民の学習活動のより一層の活性化を促進します。

このことから、これらの活動については、それぞれの実情に応じて、引き続き適切な支援を行い、活動の充実を図ります。

(3) 団体活動の支援と学習成果の地域還元への促進

【現状と課題】

平成21年度においては、市内9公民館で391サークル(会員数6,476人)が公民館登録サークルとして活動しています。また、市内には公民館登録サークルのほかにも、老人クラブや市民活動サポートセンターに登録されている市民団体などもあり、文化や環境、人権など様々な活動が行われています。

この中で、公民館登録サークルについては、全体的に高齢化が進んでおり、またその活動目的も自身の趣味や健康づくり、親睦のためとする方が多く、地域への学習成果の還元に対しては興味が薄い傾向がうかがえます。

しかしながら、行政改革・規制緩和や地方分権が進むことにより、これまで行

政が公的に提供してきた地域におけるサービスの縮小が進み、地域住民が自らその役割を果たす状況が増えていくことが予想されることから、学習の成果を自分のもののみにとどめず、それを円滑にまちづくり活動へつなげていけるようにし、また、団体自身の自立を促すため、活動機会の拡充や情報提供などを通して市民団体の活動の支援・推進を図る必要があります。

● 資料 2 第2次八千代市生涯学習基本構想関連データ (5)(6) 参照

【基本方針】

自主的な市民団体やグループ活動がより活発に展開されることによって、地域の学習環境はより豊かで広がりのあるものになることから、公民館登録サークルやNPOなどの団体について、現状に応じた支援を行います。

また、学習の成果を、地域において必要とされているボランティア活動へつなげていけるようにするとともに、団体自身の自立を促すため、活動機会の拡充や情報提供などを通して、市民団体の活動を支援し、学習成果の地域への還元を促進します。

(4) 人材の養成・確保・活用の推進

【現状と課題】

生涯学習に関するボランティア活動としては、市民活力地域還元事業（ふれあい教室）や、八千代市生涯学習ボランティアバンク制度など、ボランティア指導者を紹介して活用を図る事業があります。また、このほかにも施設ボランティアや、農業ボランティア推進事業、八千代市社会福祉協議会が所管しているボランティアセンターなどもあり、人材の活用が図られています。

このように、市内には色々な活動を行っている人材がおり、それを生かすための制度も多岐にわたる部署で行われていますが、それらの活動を一元的に把握し、ボランティアを求める需要者と適切にコーディネートする体制は十分に整っていません。このことから、体制を整備し、ボランティア情報のネットワーク化を図るとともに、それぞれのボランティア活動を活性化させ、地域の人材を活用した生涯学習を推進していく必要があります。

このほかにも、変化の激しい現在の社会において、生涯学習を推進していくためには、生涯学習の支援者・助言者として職員の資質や能力を向上させていく必要があります。

● 資料 2 第2次八千代市生涯学習基本構想関連データ (7) 参照

【基本方針】

個人の学習活動と地域社会の教育活動の循環につながる具体的取組について支援する必要があることから、現在行われている各種の人材活用事業（指導者ボランティアや施設ボランティアなど）について、ボランティアを求める需要者と適切にコーディネートする体制を整備すること、様々な人材を確保すること、今後特に期待される団塊の世代の力を生かすことなどを通じて一層の推進を図ります。

また、変化の激しい現在の社会において、生涯学習を推進していくために、生涯学習の支援者・助言者として職員の資質や能力を向上させていく必要があります。このことから、各種研修への参加等を通じて、職員の資質・能力の向上を図ります。

(5) 様々な情報媒体を利用した情報提供の充実

【現状と課題】

本市の生涯学習情報の提供としては、大きく分けて、インターネットによる情報提供（市ホームページや生涯学習情報提供システムなど）や、紙媒体による情報提供（広報やちよや市民便利帳など）、そのほかのメディアによる情報提供（ケーブルテレビなど）、窓口や電話等の相談による情報提供があります。

これらのように様々な媒体を用いて生涯学習情報の提供は図られていますが、まだ十分ではない点もあります。

まず、生涯学習情報提供システムの開設により、インターネットによる生涯学習情報の提供は進みましたが、システム自体の認知度が低いため、十分に活用されていません。このことから、同システムの周知を図る必要があります。

また、生涯学習情報提供システムの内容についても、情報の量を増やすと同時に質を向上させるなど、充実させていく必要があります。

さらに上記のようにインターネットによる情報提供の充実を図る際には、情報通信機器を活用できる人とそうでない人の間に情報の格差が生じないように、紙媒体による情報提供や情報通信機器の活用技術を習得する機会の提供などを行う必要があります。

このほかに、適切に学習相談にのることができるよう、生涯学習関係機関が連携し、情報の共有化を図る必要があります。

- 資料 2 第2次八千代市生涯学習基本構想関連データ (8) (9) 参照

【基本方針】

インターネットによる生涯学習情報の提供については、まず、市の生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」の認知度を向上させて、利用を促す必要があります。また、同システムに掲載される情報の量を増加させると同時に質を向上させるなど、同システムによる情報提供の充実を図る必要があります。

この一方で、情報通信機器を活用できる人とそうではない人の間に情報の格差が生まれないように配慮する必要があります。これについては、一般的には情報技術の利用率が低いとされる高齢者等の支援が重要となることから、紙媒体による情報提供や情報通信機器の活用技術を習得する機会の提供などを図ります。

このほかにも、ケーブルテレビなどの情報媒体も引き続き積極的に活用し、情報の提供を図ります。

また、学習活動を支援していく上では、学習への需要と供給のマッチングを図るための支援を行うことも重要です。このことから、ボランティア活動や社会参加等の新たなチャレンジをしようとする人に対し、関係機関が連携し、情報の共有化を図った上で、市民の求める情報を適切に提供する学習相談を行います。

(6) 生涯学習関係施設の整備・充実

【現状と課題】

本市の生涯学習関係施設としては、総合生涯学習プラザをはじめ、公民館（9館）や図書館（4館）郷土博物館、市民体育館や陸スポーツ広場など多くの施設があるほか、学校体育施設の開放やコミュニティスクールの運営などといった施設の提供も行っています。

施設の利用状況としては、おおむね居住する地域に設置された施設を利用する傾向があるほか、生涯学習関係施設においては、高齢者の利用が多いという特徴があります。

このような現状の中で、課題の一つとして生涯学習関係施設の老朽化が挙げられます。

本市の公民館や図書館などの生涯学習関係施設は、昭和40年代～平成元年にかけて整備された施設が多く、建物や設備の老朽化が進んでいます。また、市の北部地域には、南部に比べ、主だった施設が少なく、施設の配置は偏った状況にあります。さらに、東葉高速鉄道開通に伴う人口の増加等により、地域における年齢構成等が変化したことなどから、公共施設の需要と供給が地域によって不整

合となっています。

これらのことから、市民のニーズを的確に把握し、全市的な観点で、生涯学習関係施設の計画的な改築や建て替えなどを行っていく必要があります。また、改築や建て替えを行う際には、市民の多様化する生涯学習のニーズに応えること、障害者への配慮を行うことなど利用者の視点に立って、あらゆる人にとって利用しやすく、安全で快適な施設を整備することが求められています。

上記のような施設の老朽化以外の課題として、市民のライフスタイルの多様化が進んでいることから、それらを考慮した施設の利用方法等の改善に努め、市民の利便性の向上を図る必要があります。

このほかに、総合生涯学習プラザについて、学習相談や学習プログラムの開発などの機能がまだ不十分であることから、これらについて強化していく必要があります。

● 資料 2 第2次八千代市生涯学習基本構想関連データ (10)(11) 参照

【基本方針】

本市では、老朽化した施設が多いことなどから、公民館や図書館などの生涯学習関係施設の充実を希望する声が上がっています。このことから、既存施設の弾力的な運用を図るとともに、市民のニーズを的確に把握し、全市的な観点で、生涯学習関係施設の計画的な改築や建て替えなどの整備を行います。また、整備を行う際には、市民の多様化する生涯学習のニーズに応えること、障害者への配慮を行うことなど利用者の視点に立って、あらゆる人にとって利用しやすく、安全で快適な施設整備を図ります。

また、総合生涯学習プラザについては、学習相談や学習プログラム開発などの機能の強化を図ります。

施設の利用については、市民のライフスタイルの多様化が進んでいることから、それらを考慮した利用方法等の改善に努め、市民の利便性の向上を図ります。

(7) 市民と行政の多岐にわたる連携

【現状と課題】

本市では、平成18年度より生涯学習部を教育委員会から市長部局に移管しました。さらに平成20年度からは社会教育に関する業務のほか、公民館や図書館、文化伝承館等も市長部局に組み入れた組織改正を行い、生涯学習を総合行政として推進する体制づくりを行いました。

しかしながら、生涯学習は学校と切り離しがたいものであることから、教育委員会とさらなる連携を図っていく必要があります。また、生涯学習部内においても、出先機関を含め一層連携し、協力体制を築いていく必要があります。

さらに、生涯学習の領域は多岐にわたることから、行政内の各機関のみならず、企業やNPO、自治会などとも協力していくことが求められています。

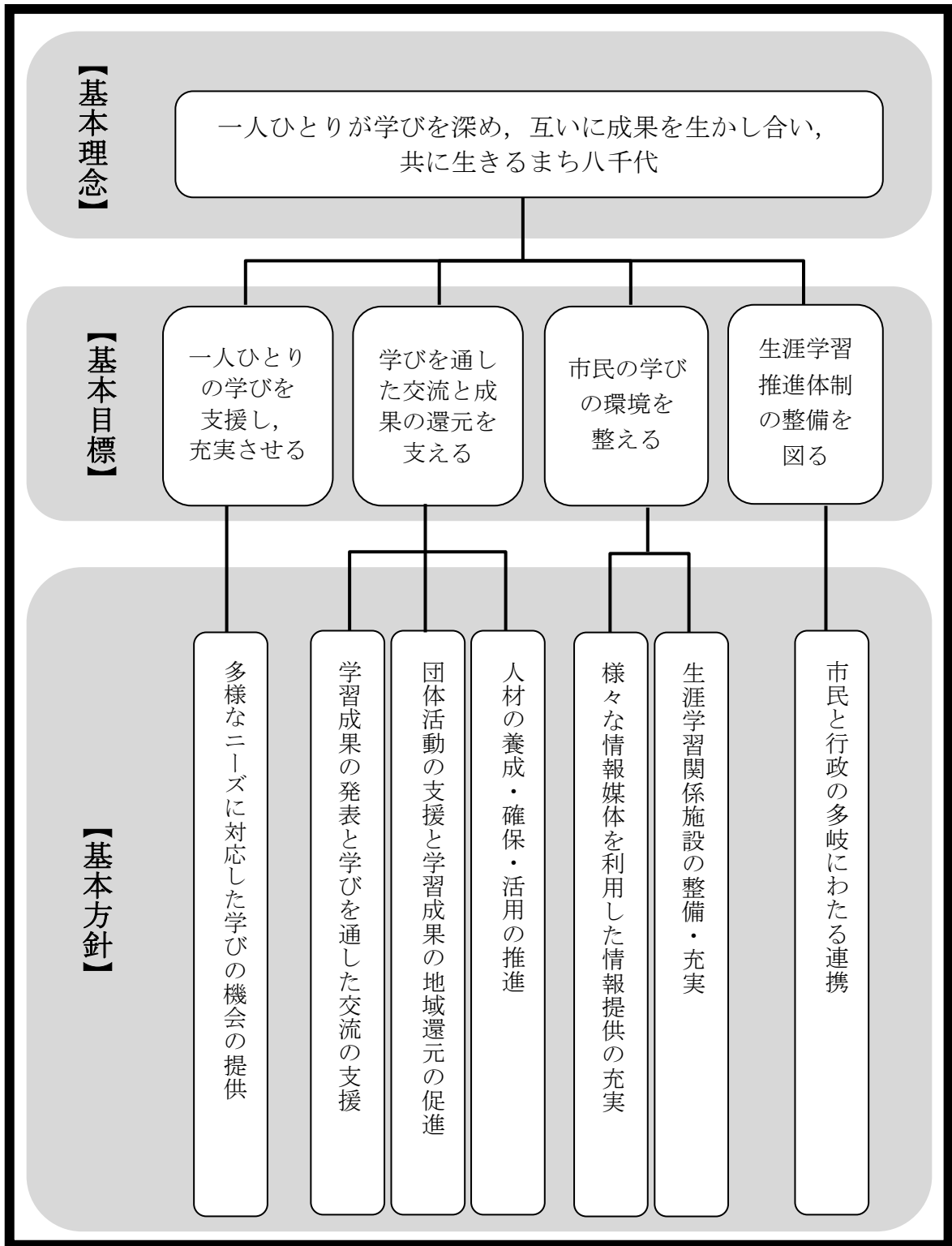
【基本方針】

市民一人ひとりの学習活動があらゆる時間や場所において多彩な方法で実施されていることから、多様な関係者・関係機関が連携して、ネットワークを構築することが不可欠です。

このことから、生涯学習行政を推進するにあたっては、市民と行政の多岐にわたる連携を図ります。

また、生涯学習行政をより連携して推進していくため、関係する各種審議会等の体系的な整理を検討します。

◆ 基本理念・基本目標・基本方針の概念図 ◆



※ この概念図の基本目標と基本方針は，最も関連の深いものを結んで系統立てたものであり，結びつけられた部分以外にも関連している場合があります。

4. 基本構想の推進にあたって

本構想の推進にあたっては、本構想に基づいた生涯学習推進計画を策定し、この計画に沿って事業を展開していきますが、その際には、「八千代市スポーツ振興マスタープラン」や「やちよ男女共同参画プラン」など、他の計画とも連携を図りながら取り組みます。

また、生涯学習推進計画については、進捗状況を把握し、適切に進行管理を行います。

資料

- 1 生涯学習における背景及び経緯
- 2 第2次八千代市生涯学習基本構想関連データ
- 3 策定の経過
- 4 八千代市生涯学習審議会への諮問及び答申
- 5 平成21年度生涯学習に関するアンケート調査結果報告書【ダイジェスト版】
- 6 各種調査にみる生涯学習
- 7 八千代市生涯学習審議会条例
- 8 八千代市生涯学習審議会条例施行規則
- 9 八千代市生涯学習審議会委員名簿
- 10 八千代市生涯学習推進本部設置規程

1 生涯学習における背景及び経緯

(1) 生涯学習とは

生涯学習の理念や考え方については、平成18年12月に公布・施行された教育基本法や平成2年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」の中でそれぞれ以下のとおりに示されています。

[教育基本法（平成18年法律第120号）第3条]

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

[生涯学習の基盤整備について（答申）（第28回答申（平成2年1月30日））抜粋]

人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は、各人がその自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行うものであり、生涯学習と呼ぶのがふさわしい

上記のとおり、生涯学習については、理念や考え方は示されているものの、その具体的な内容については、「多種多様なかたちで実現されるべき生涯学習の具体的な内容を、法律上定義することはその性質上適当ではない」とされたため、これまで法律上の定義を置かれることはありませんでした。

これらのことを踏まえれば、生涯学習の具体的な内容そのものを定義することよりも、その理念を実現させるための施策の推進を図っていくことが重要となります。

(2) これまでの生涯学習の経緯

生涯学習の考え方に先立ち、昭和40年、ユネスコ本部で開催された「成人教育推進国際委員会」において、ポール・ラングランにより生涯教育の概念が提唱されました。この生涯教育の概念は、その後国際的に普及していきました。

日本においては、昭和40年代に教育政策として生涯教育の考え方が導入され、中央教育審議会の答申の中にも、生涯教育の観点に立って全教育体系を総合的に整備すべき、と提言される等（昭和46年 中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」）その重要性が謳われるようになりました。

その後昭和50年代に入り、中央教育審議会答申にて（昭和56年 中央教育審議会答申「生涯教育について」）初めて生涯学習が本格的に取り上げられたことをきっかけに「生涯学習」という言葉が普及していきました。

平成2年1月には、「生涯学習の基盤整備について」という内容で中央教育審議会が答申を行い、その中で、国・都道府県・市町村に生涯学習の推進体制を整備すること、都道府県に生涯学習を推進する中心機関としての生涯学習推進センターを整備すること等が盛り込まれました。また、同年7月に生涯学習に関する初めての法律として「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が施行され、生涯学習に関する当面実現可能な、または速やかに実施すべき諸施策等について規定されました。8月には、文部省に生涯学習審議会が設置され、生涯学習の推進を図るための組織的な整備が進みました。

この生涯学習審議会では平成4年7月に「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申が行われ、この答申の中で「生涯学習社会」という概念に対する定義づけが行われました。

平成13年1月には、中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、教育課程審議会、大学審議会等の機能を整理・統合して、文部科学省に中央教育審議会が設置されました。これにより、生涯学習審議会の主要な機能は中央教育審議会に置かれた生涯学習分科会へと引き継がれることとなりました。

平成16年3月には、この中央教育審議会生涯学習分科会にて「今後の生涯学習の振興方策について」と題する審議経過の報告がまとめられました。

平成 17 年に中央教育審議会に諮問された「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」に対して平成 20 年 2 月には答申がまとまり、また、平成 18 年には教育基本法に生涯学習の理念が盛り込まれて成立するなど、生涯学習をめぐる動きは一層活発に進んでいます。

一方、千葉県においては、生涯を通じて、県民一人ひとりが、そのライフスタイルに応じて、「いつでも、どこでも、だれでも」学習することができる「生涯学習社会」の実現と、活力ある豊かな「生涯学習県千葉」の創造を目指す県民の自主的、自発的な生涯学習活動の総合的な推進を図るものとして、平成 3 年 3 月、「さわやかハートちば 5 年計画」の中で、生涯学習推進の中核的施設として「生涯学習推進センター」を整備することとなりました。

これを受けて、同施設の整備が進められ、平成 8 年 11 月に「さわやかちば県民プラザ」として開所される運びとなりました。

計画面においては、平成 4 年 12 月に、県の生涯学習に関する施策を総合的に推進するための指針として、「千葉県生涯学習推進基本構想」が策定されました。以降、この構想に基づき、平成 5 年 2 月に「第 1 次千葉県生涯学習推進計画」、平成 8 年 2 月に「第 2 次千葉県生涯学習推進計画」、平成 13 年 3 月に「第 3 次千葉県生涯学習推進計画」がそれぞれ策定され、生涯学習の推進が図られてきました。

また、平成 19 年 7 月には、重点的・戦略的で実効性の高い教育ビジョンとして、多くの県民の参画により「千葉県教育の戦略的なビジョン」が策定されました。このビジョンは、教育は学校だけが担うわけではなく、子どもたちは、家庭や地域の中で育ち、社会教育や文化、スポーツなど幅広い分野の支援があつてこそ、立派に育っていくということを意識して策定されており、生涯学習にも関わるものとして策定されました。

以上のような国や県の動きを受け、八千代市においても生涯学習の推進が図られてきました。

(3) 社会の変化

近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、社会保障や環境問題、社会における安全・安心の確保など、様々な課題が生じています。

さらに、社会の変化は今後もとどまることなく、進行していくものと考えられ、今後10年間程度を展望すると、以下のような変化を予想することができます。

- ① 少子高齢化の進行により、人口が減少するとともに、若年者の割合が低下し、人口の4人に1人が65歳以上となる。
- ② グローバル化が進行し、国際競争が激化すると同時に、外国人との交流の機会が増え、異文化との共生が求められるようになる。
- ③ 地球温暖化問題など様々な環境問題が複雑化・深刻化し、環境面からの持続可能性への配慮が大きな課題となる。
- ④ 産業構造の変化がさらに進展し、非正規雇用の増大や成果主義・能力給賃金の導入など、雇用の在り方の変化がさらに進む。
- ⑤ 個々の価値観やライフスタイルの多様化が一層進行する。
- ⑥ インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションがさらに進む一方でその影の部分への対応が課題となる。
- ⑦ ボランティア活動などを通じた社会貢献やコミュニティづくりへの意識が高まり、新たな社会参画が進展する。

以上のような急速な社会の変化に対応していくためには、個人が、自立して自らを律し、他と協調しながらその生涯を切り拓いていく力が一層求められるようになります。

このことから、自らを磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術を継続的に習得するために、生涯にわたって学習することのできる環境の整備が求められています。

(4) 本市の生涯学習の沿革

本市では、施設面の整備として、昭和 30～40 年代の人口急増期まで、小・中学校、幼稚園などの学校教育関連施設を中心とした施設整備を進めてきました。

昭和 50 年代に入ると、公民館の整備が始まり、また、八千代台文化センターなどの施設も整備されました。昭和 60 年代から平成にかけては、保健センターや婦人研修センター（現「男女共同参画センター」）の整備、大学の誘致など、文化・教育・健康面の専門施設の充実が図られました。近年においては、平成 16 年に緑が丘公民館及び緑が丘図書館が整備され、平成 19 年には総合生涯学習プラザが設置されるなど、現在も施設の整備が図られています。

市民の学習活動の支援としては、戦後から昭和 30 年代までは青年団活動や婦人会活動などが社会教育活動の中心的な役割を果たし、昭和 40 年代に入る頃から新しい活動として少年教育活動（子ども会、ボーイスカウトなど）の取組みや家庭教育学級、高齢者教室などをはじめとする各種講座が開講されはじめました。

昭和 50 年代以降、公民館の設置に伴って、公民館における自主的なグループ・サークルの活動が展開されるようになり、また、老人大学校（現「ふれあい大学校」）や大学公開講座の開設など市民の学習機会の整備・充実が図られました。

近年では、総合生涯学習プラザの開設とあわせて、生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」が開設されたことから、インターネット上における生涯学習情報の提供について充実が図られ、市民の学習活動支援の一助となっています。

そのほかの動きとしては、平成 6 年度に八千代市生涯学習審議会が設置されたことから、これ以降、同審議会に対して諮問を行い、答申を受けながら生涯学習基本構想や生涯学習推進計画を策定してきました。

また、このほかの大きな変化として、平成 18 年度と 20 年度に組織改正が行われ、生涯学習部門が教育委員会から市長部局へ移管されました。

(5) (前)八千代市生涯学習基本構想に関する総括

本市では、平成7年3月に策定した「八千代市生涯学習基本構想」に基づき、様々な生涯学習関係施策を推進してきました。

まず、施設面の整備として、平成16年度に緑が丘公民館及び緑が丘図書館の整備を行ったほか、平成19年度には、本市で初めてのPFI手法を用いた総合生涯学習プラザを整備するなど、生涯学習の場の整備に努めてきました。

しかしながら、市内の生涯学習関係施設は、昭和40年代～平成元年にかけて整備された施設が多く、老朽化が進んでいることから、これに対応していく必要があります。

施設の利用に関しては、駅前の三つの公民館（八千代台・八千代台東南・緑が丘）について、夜9時までの開館を始めたほか、利用申請の時期についても全公民館で利用予定日の3か月前から申請が出来るようになるなど、利便性の向上に努めました。

今後も、個人のライフスタイルの多様化は一層進むことが予想されることから、利用者のニーズに応じて、引き続き利便性の向上を図っていく必要があります。

近年、最も大きく変化した点としては、情報通信技術の進歩・普及が挙げられます。この10年ほどの間でインターネットの利用が非常に盛んになり、情報の共有化が容易になりました。本市でもこの流れを受け、平成19年度に、市の生涯学習に関する情報を収集・整理し、インターネット上で広く市民に提供する生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」を開設しました。

同システムの開設により、利用者は以前より容易に生涯学習情報を得ることが出来るようになりましたが、同システムの認知度は低く、また、情報の量も十分とは言えないことから、今後もさらに充実を図っていく必要があります。

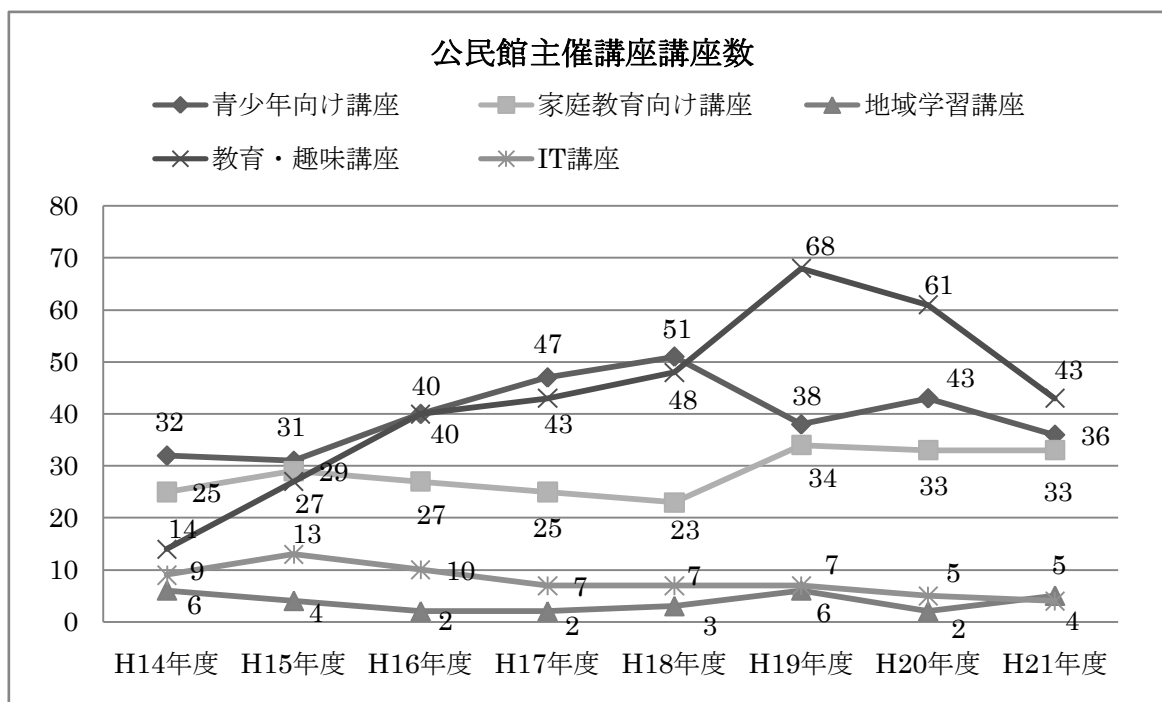
一方で、紙媒体による情報提供や情報通信機器の活用技術を習得する機会の提供などを通して、情報通信機器を活用できる人とそうでない人との間で情報格差が生まれないように、配慮していく必要があります。

このほかにも、学習機会や交流機会の提供、人材の活用など、様々な面において事業を展開し、生涯学習の推進を図ってきましたが、提供する学習機会の内容が趣味・教養的なものが多く、現代的課題への対応や地域活動への導入といった内容のものが少ない、学習成果を地域に還元していく面が弱いなど多くの課題が残されています。

今後は、これらの課題に引き続き取り組んでいくことによって、さらに本市の生涯学習を充実させていく必要があります。

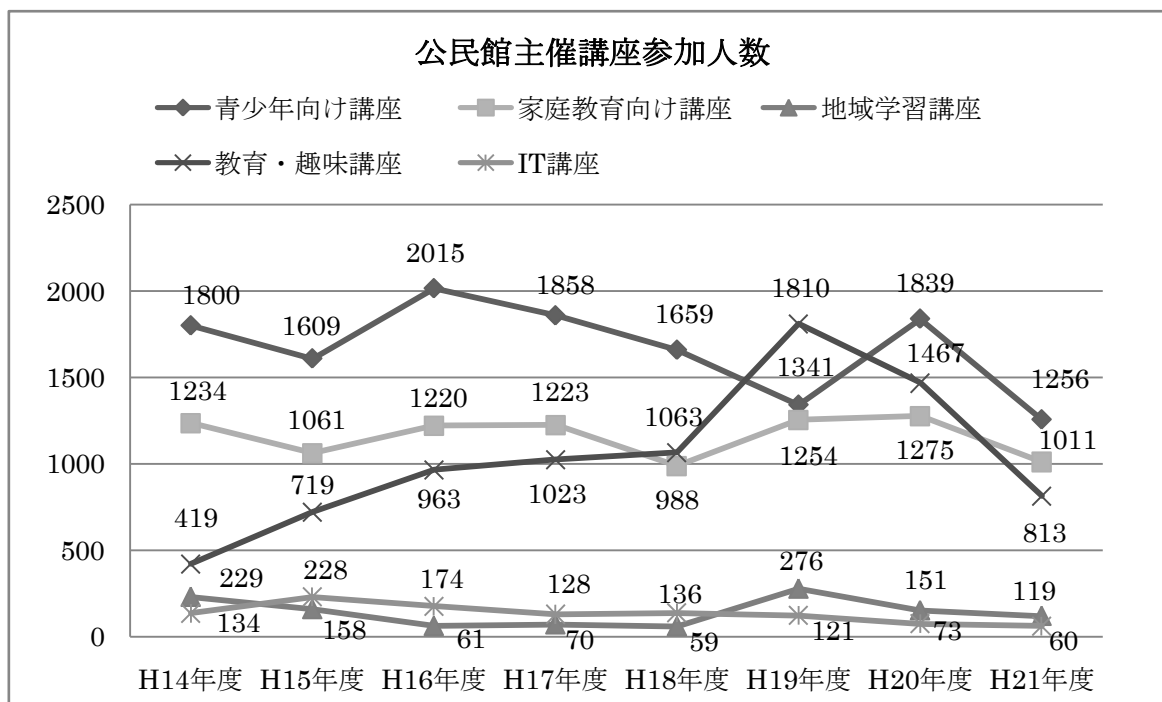
2 第2次八千代市生涯学習基本構想関連データ

(1) 公民館主催講座数



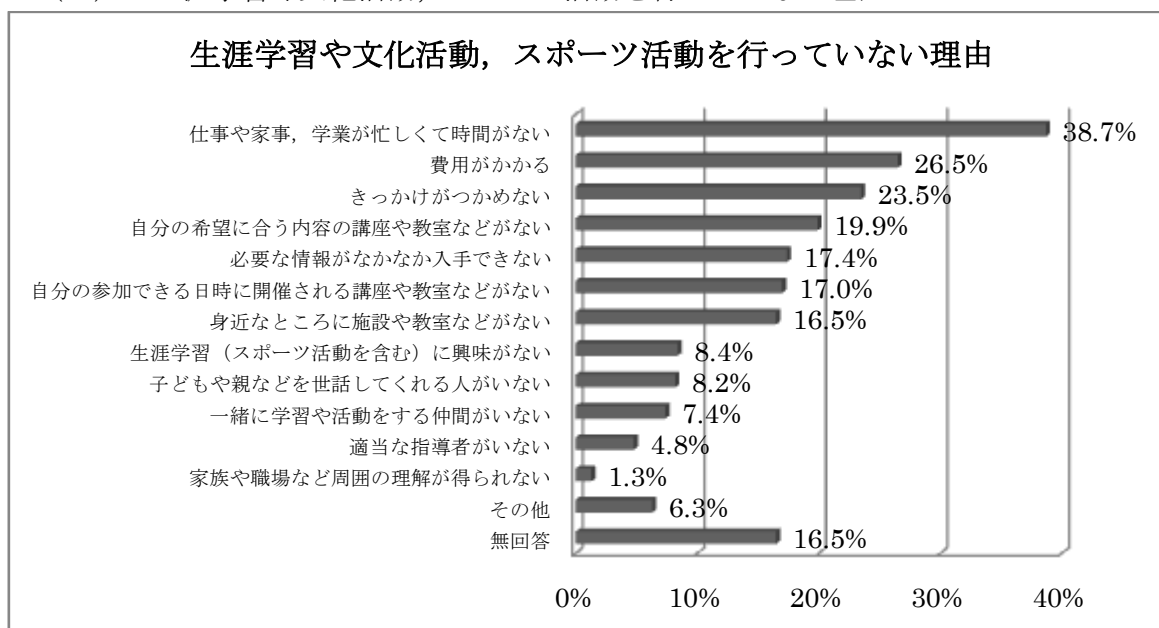
(主要施策の成果に関する報告書平成14年度～21年度のデータを基に作成)

(2) 公民館主催講座参加人数



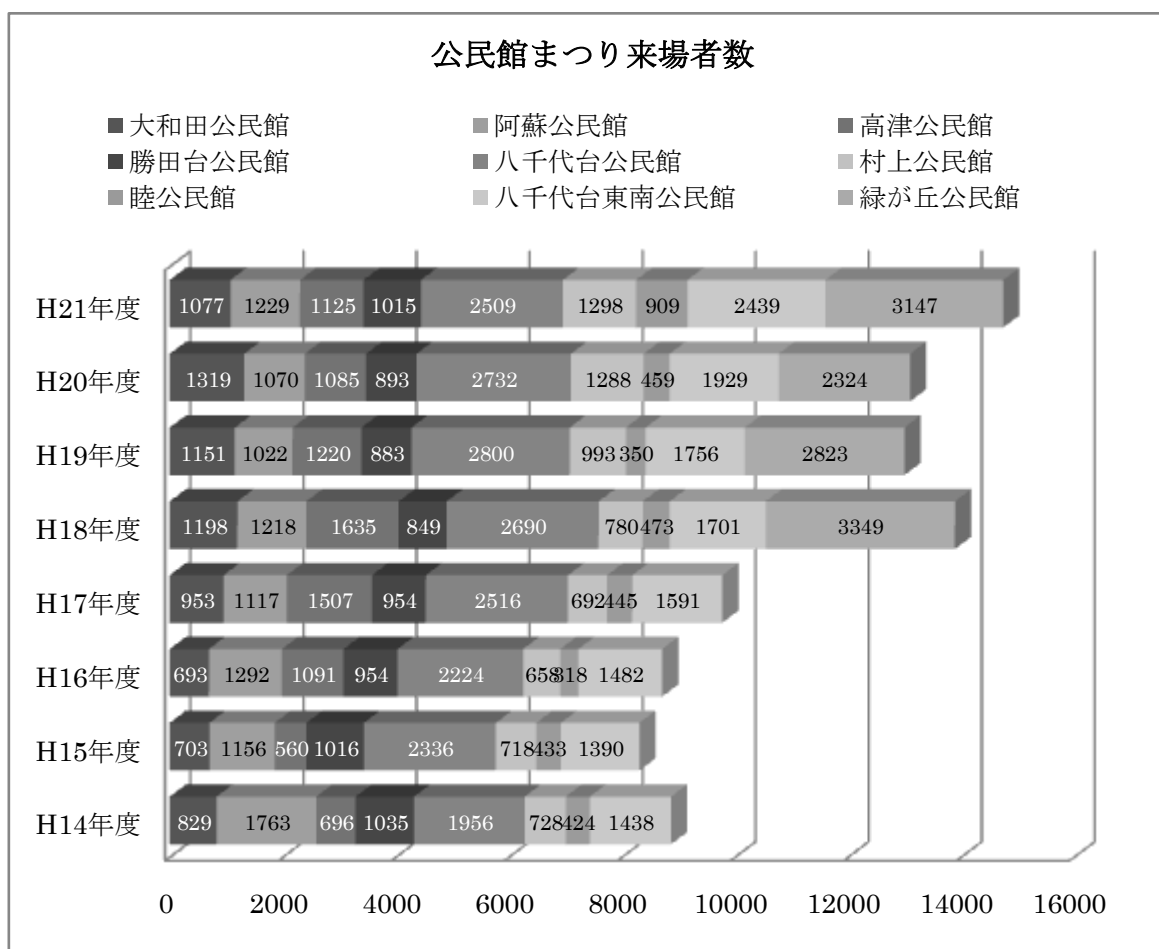
(主要施策の成果に関する報告書平成14年度～21年度のデータを基に作成)

(3) 生涯学習や文化活動、スポーツ活動を行っていない理由



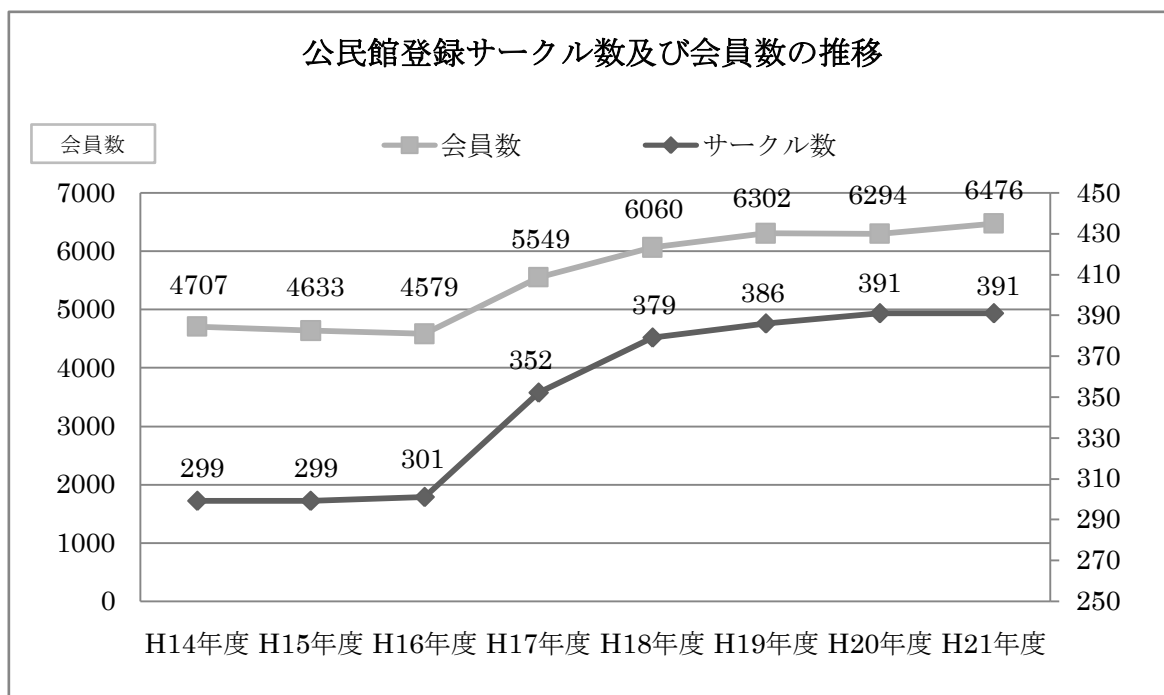
(第9回八千代市市民意識調査報告書(平成21年8月)のデータを基に作成)

(4) 公民館まつり来場者数



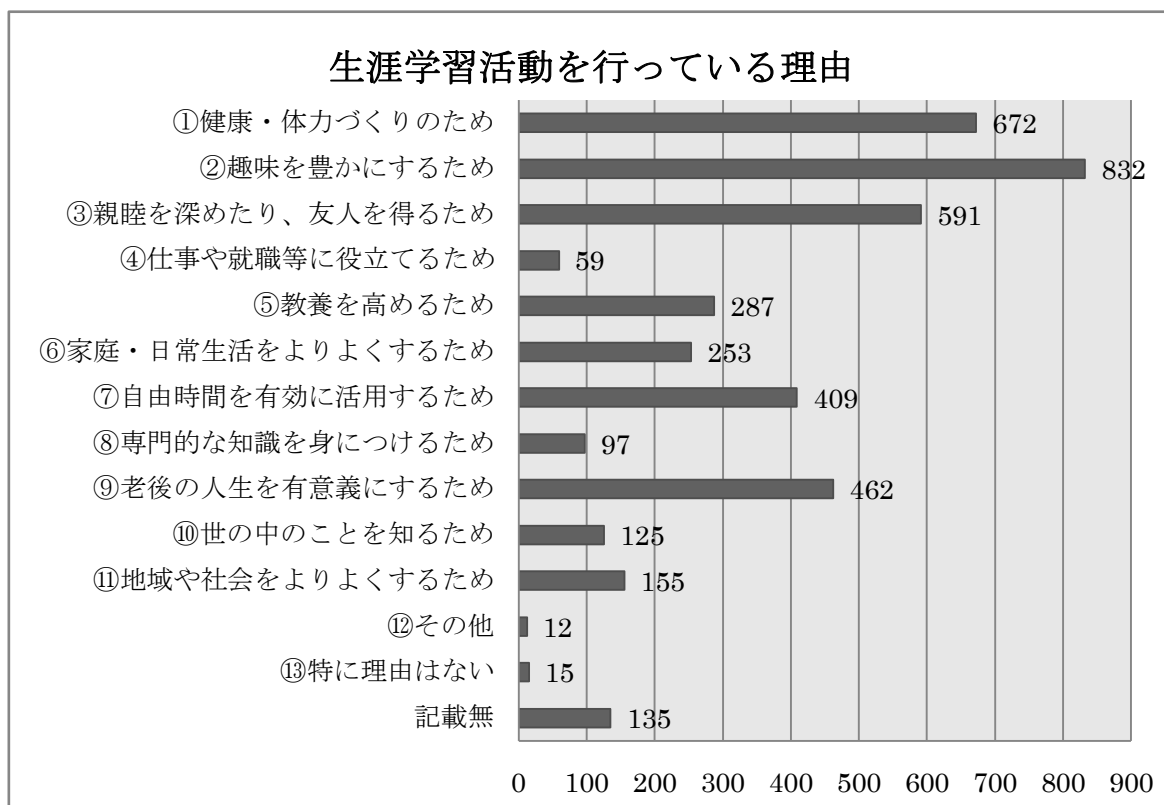
(主要施策の成果に関する報告書平成14年度～21年度のデータを基に作成)

(5) 公民館登録サークル数及び会員数の推移



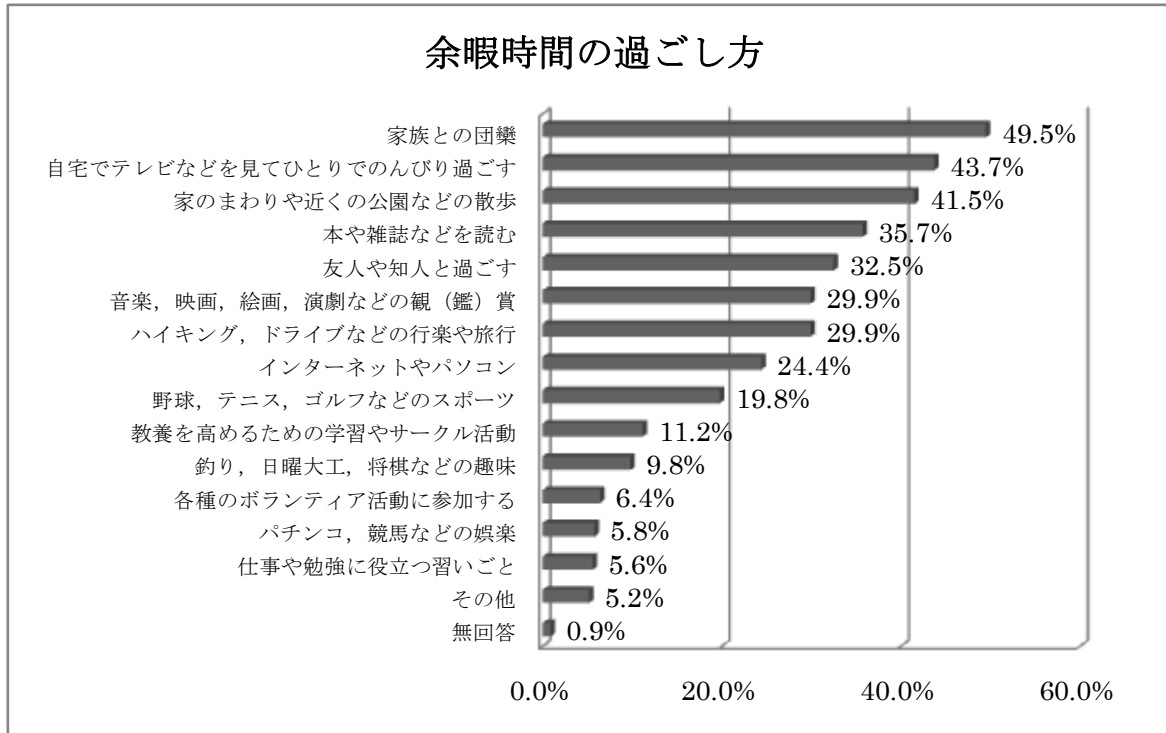
(主要施策の成果に関する報告書平成 14～18 年度及び 20, 21 年度, 市政概要平成 20 年度版のデータを基に作成)

(6) 生涯学習活動を行っている理由



(平成 21 年度生涯学習に関するアンケート調査結果報告書, 加工)

(7) 余暇時間の過ごし方

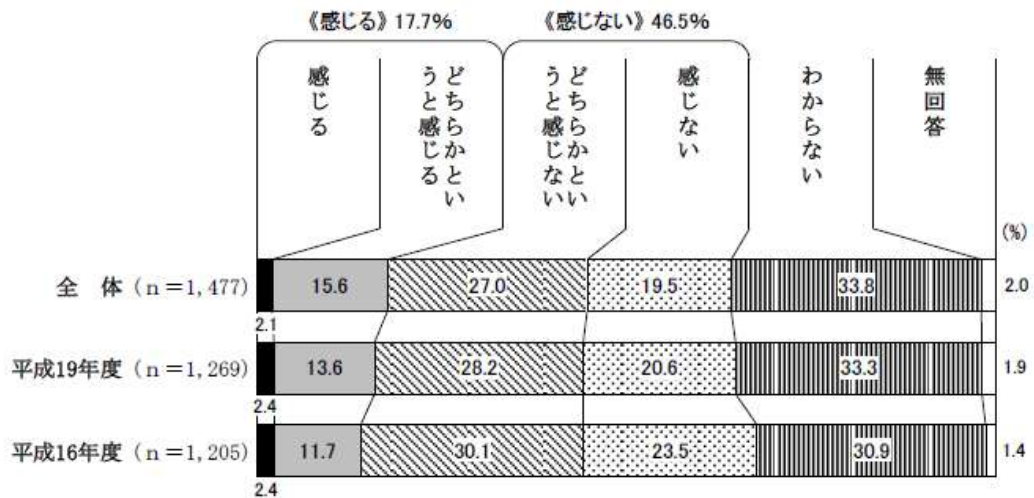


(第9回八千代市市民意識調査報告書(平成21年8月)のデータを基に作成)

(8) 生涯学習情報を得やすいと感じますか。

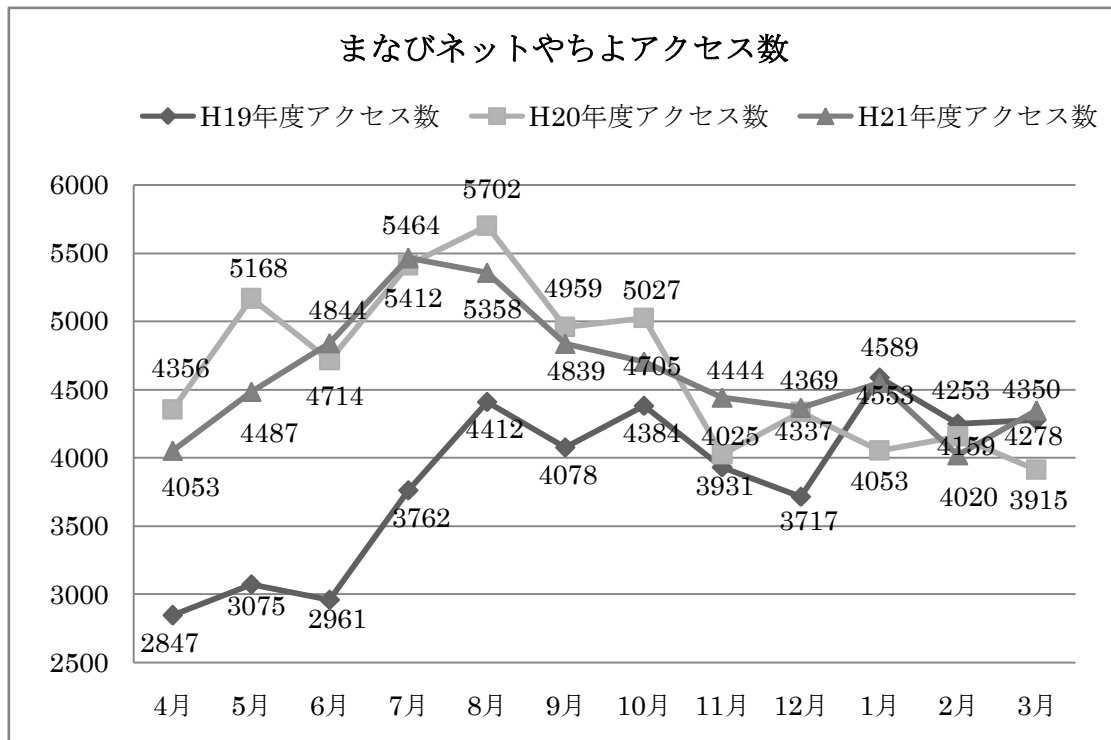
■人間尊重都市をめざして

問11 生涯学習情報を得やすいと感じますか。



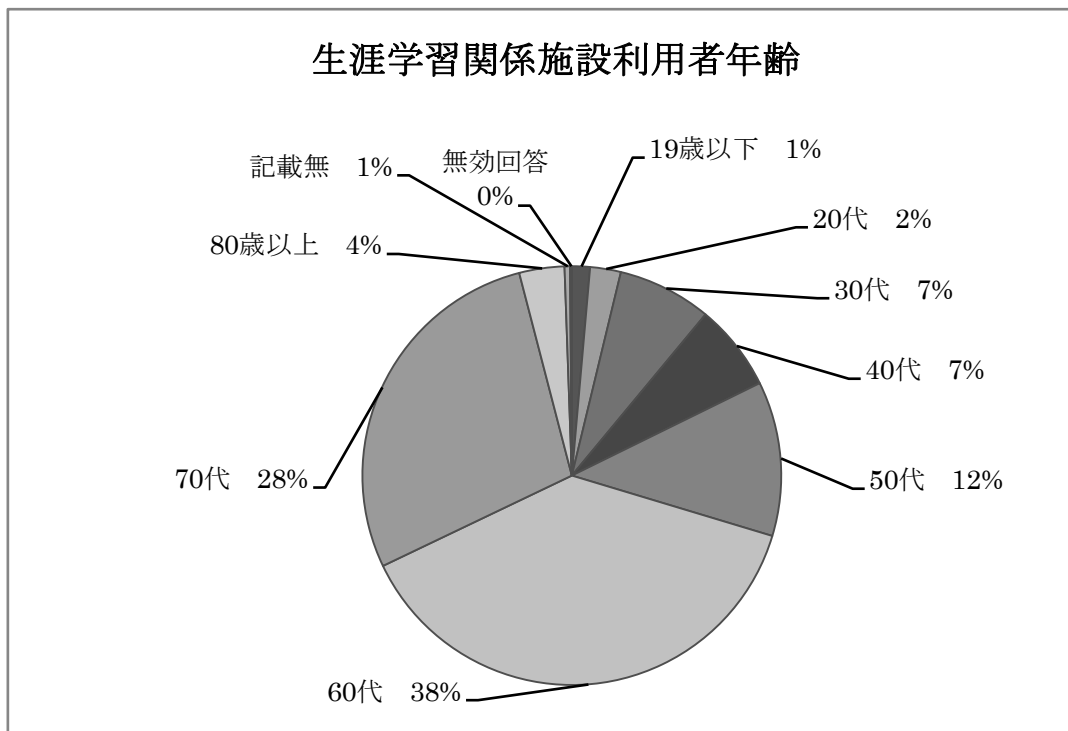
(八千代市市民満足度調査報告書(平成22年8月)36頁より引用)

(9) まなびネットやちよアクセス数



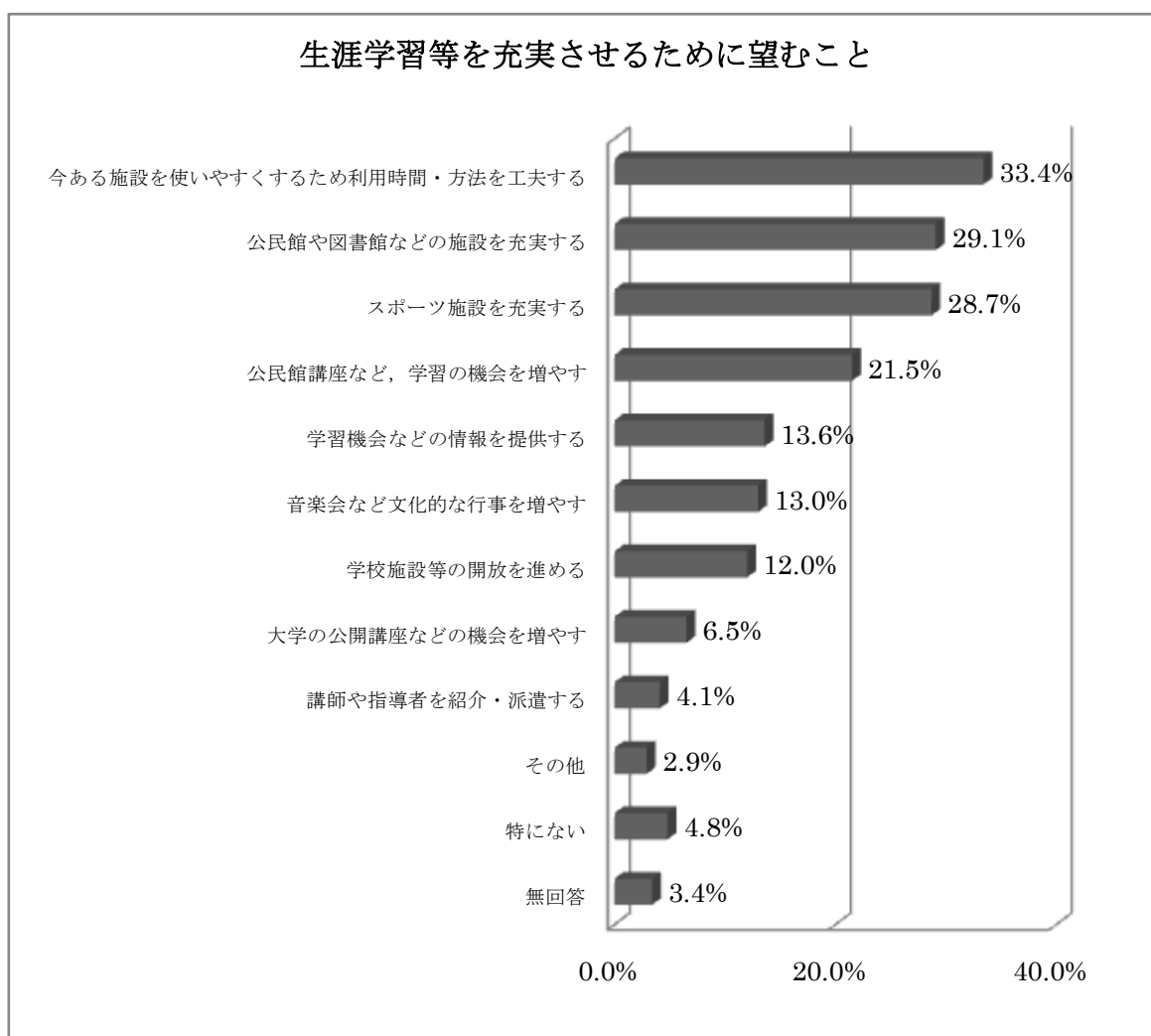
(生涯学習振興課保有データを基に作成)

(10) 生涯学習関係施設利用者年齢



(平成21年度生涯学習に関するアンケート調査結果報告書, 加工)

(11) 生涯学習等を充実させるために望むこと



(第9回八千代市市民意識調査報告書(平成21年8月)のデータを基に作成)

3 策定の経過

期 日	会 議 等	内 容
H21. 4. 23 ～H21. 5. 7	平成21年度生涯学習に関するアンケート調査の実施	
H21. 6. 19	平成21年度生涯学習に関するアンケート報告書完成	
H21. 11. 11	平成21年度第1回八千代市生涯学習推進本部会議	議題 『第2次八千代市生涯学習基本構想』策定について 1. 経過 2. 考え方 3. 今後の進め方
H21. 11. 30	平成21年度第1回八千代市生涯学習推進本部幹事会	議題 「第2次八千代市生涯学習基本構想(案)」策定について 1. 平成21年度第1回生涯学習推進本部会議に関する報告 2. 第2次八千代市生涯学習基本構想(案)について
H22. 1. 6	平成21年度第2回八千代市生涯学習推進本部幹事会	議題 「第2次八千代市生涯学習基本構想(案)」策定について
H22. 2. 16	平成21年度第2回八千代市生涯学習推進本部会議	議題 「第2次八千代市生涯学習基本構想(幹事会案)」について
H22. 4. 8	八千代市生涯学習推進本部会議	「第2次八千代市生涯学習基本構想(素案)」決定
H22. 5. 15 ～H22. 6. 15	パブリックコメント実施	「第2次八千代市生涯学習基本構想(素案)」
H22. 6. 30	八千代市生涯学習推進本部会議	「第2次八千代市生涯学習基本構想(原案)」承認
H22. 7. 5	第2次八千代市生涯学習基本構想(案)の決定	
H22. 7. 13	八千代市生涯学習審議会へ諮問	第2次八千代市生涯学習基本構想(案)について(諮問)
H22. 8. 18	平成22年度第1回八千代市生涯学習審議会	議題 1. 「第2次八千代市生涯学習基本構想(案)」について 2. 今後のスケジュールについて
H22. 9. 16	平成22年度第2回八千代市生涯学習審議会	議題 「第2次八千代市生涯学習基本構想(案)について(答申)(案)」について
H22. 9. 28	八千代市生涯学習審議会から答申	第2次八千代市生涯学習基本構想(案)について(答申)
H22. 10. 14	第2次八千代市生涯学習基本構想の策定	

4 八千代市生涯学習審議会への諮問及び答申

生 振 第 117 号

平成22年7月13日

八千代市生涯学習審議会

会長 小野寺 米蔵 様

八千代市長 豊 田 俊 郎

第2次八千代市生涯学習基本構想（案）について（諮問）

近年、社会は、少子高齢化や高度情報化など、急激に変化し続けています。これに伴って、市民の生涯学習に対するニーズは高まりを見せており、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会の構築が求められています。このような社会情勢を受け、本市では、平成6年度に「八千代市生涯学習基本構想」を策定し、これに基づいた生涯学習推進計画を策定しながら、生涯学習施策の推進を図ってまいりました。

しかしながら、「八千代市生涯学習基本構想」策定から15年近くが経過し、社会の情勢が変化したこと、教育基本法が改正され、生涯学習の理念が盛り込まれたことなどを受け、新たな課題に的確に対応した新しい生涯学習基本構想の策定が求められる様になりました。

このことから、本市においては昨年度から新たな生涯学習基本構想の策定に取り組みはじめ、八千代市生涯学習推進本部会議の開催や、幹事会の開催、パブリックコメントの実施を経て第2次八千代市生涯学習基本構想(案)としてまとめました。

つきましては、別添のとおり第2次八千代市生涯学習基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。

生学審 第3号
平成22年9月28日

八千代市長 豊田俊郎様

八千代市生涯学習審議会
会長 小野寺米蔵

第2次八千代市生涯学習基本構想（案）について（答申）

平成22年7月13日付け生振第117号をもって諮問のありました第2次八千代市生涯学習基本構想（案）につきまして、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

本構想（案）は、本市の現状を踏まえた上で、生涯学習の基本理念、基本目標、基本方針を体系化し、わかりやすく整理されており、概ね適切なものと認めます。

なお、構想の推進にあたっては、下記の事項に留意されたい。

1. 第2次八千代市生涯学習基本構想の実現に向けて、八千代市の特長を踏まえた上で具体的なアクションプランに反映されたい。
2. 第2次八千代市生涯学習基本構想策定後は、これを広く市民に周知し、市民を巻き込みながら、市民の満足する生涯学習施策を展開していくよう配慮されたい。

5 平成 21 年度生涯学習に関するアンケート調査結果報告書【ダイジェスト版】

平成 21 年度生涯学習に関するアンケート調査結果報告書 【ダイジェスト版】

1. 調査趣旨

八千代市の生涯学習の現状や市民ニーズを把握し、「第 2 次八千代市生涯学習基本構想」策定のための参考資料として活用する。

2. 調査期間

平成 21 年 4 月 23 日（木）～平成 21 年 5 月 7 日（木）

3. 調査対象

- 生涯学習関係施設(注：1)利用者
【配布枚数：5,100 枚／回収枚数：1,433 枚／回収率：28.09%】
- 生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」（注：2）利用者

(注：1)

本調査時の生涯学習関係施設とは下記施設をいう。(全 21 施設)
総合生涯学習プラザ／各公民館（9 館）／各図書館（4 館）／郷土博物館／市民会館
／文化伝承館／男女共同参画センター／勝田台文化センター／八千代台文化センター
／市民体育館

(注：2)

生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」とは、平成 19 年 4 月より稼働したシステムで、生涯学習に関する情報（講座・教室情報／市内施設情報／視聴覚教材情報／団体・サークル情報／指導者情報）を簡易データベース化しインターネット上で広く市民に提供することによって市民の生涯学習活動をサポートするものである。

4. 調査方法

- 生涯学習関係施設利用者が対象の場合
各生涯学習関係施設にアンケート用紙を配布し、配布を受けた該当施設職員は、利用者へ用紙の配布と協力依頼を行う。回収については、各施設に設置された回収箱へ投函する。
- 「まなびネットやちよ」利用者が対象の場合
「まなびネットやちよ」にアンケート用紙を掲載する。協力者は、用紙をプリントアウトして回答を記入し、FAXや郵送等の手段で生涯学習振興課まで送付する。

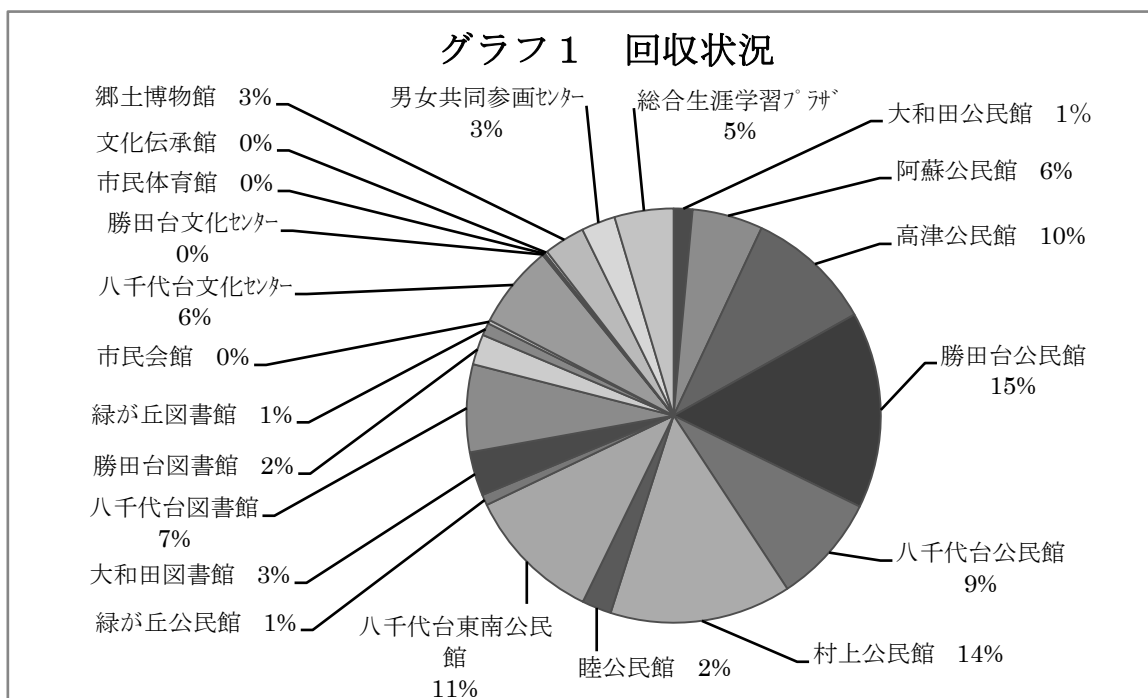
5. 調査項目

- 全 11 問
- 質問内容
 - ◆ 基本情報 【問 1～問 4】
性別／年齢／居住地区／平日，休日それぞれ 1 日あたりの余暇時間
 - ◆ 回答者の生涯学習活動について【問 5～問 8】
現在行っている生涯学習活動／生涯学習活動を行っている理由
生涯学習活動を行っている場所や形態／生涯学習活動にかける一月あたりの平均費用
 - ◆ 市の生涯学習への取り組みに関する満足度について【問 9】
満足度を 5 段階で評価／全 18 項目（講座，講演会などの種類や数等）
 - ◆ 今後市が重点的に行うべき生涯学習への取り組みについて【問 10】
重要度を 5 段階で評価／全 18 項目（講座，講演会などの種類や数の増加等）
 - ◆ 自由筆記【問 11】

6. 調査結果

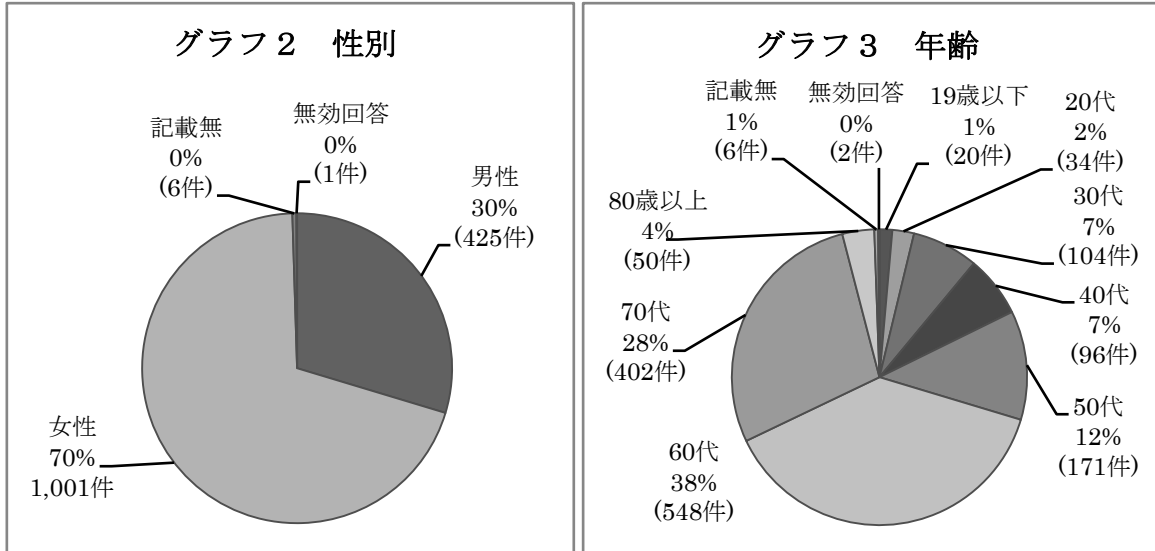
(1) アンケートの回収状況【グラフ 1 参照】

- ・「まなびネットやちよ」利用者からの回答は無かった。
- ・回収率は約 30%であった。
- ・公民館からの回収が 7 割近くを占めた。



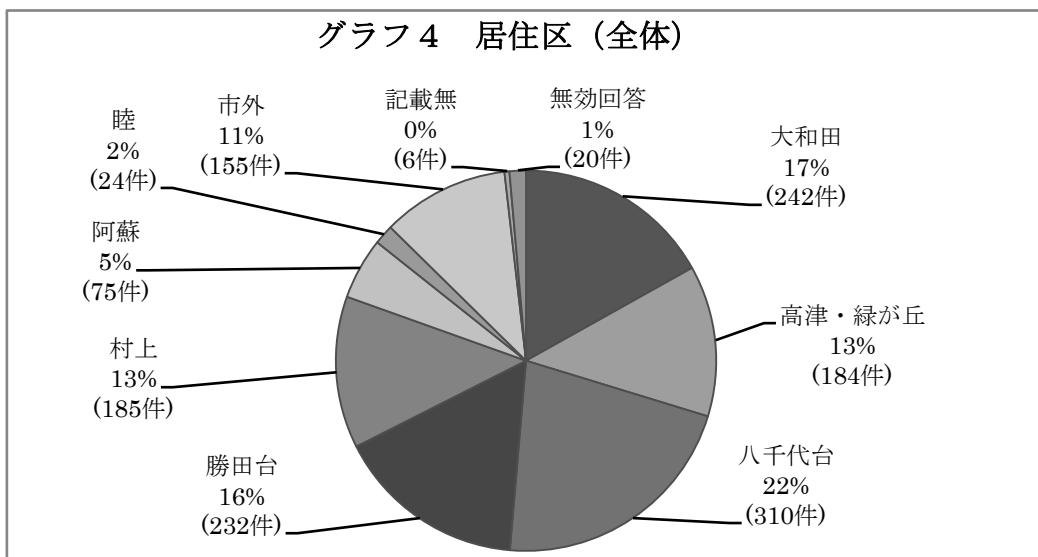
(2) 回答者の性別・年齢の状況 【グラフ 2・3 参照】

- ・全体の 70% を女性が占めた。
- ・全体の 70% を 60 代以上の方が占めた。

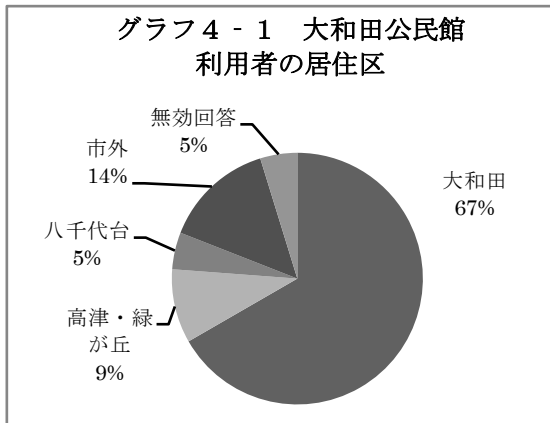


(3) 居住区の状況 【グラフ 4~4-21 参照】

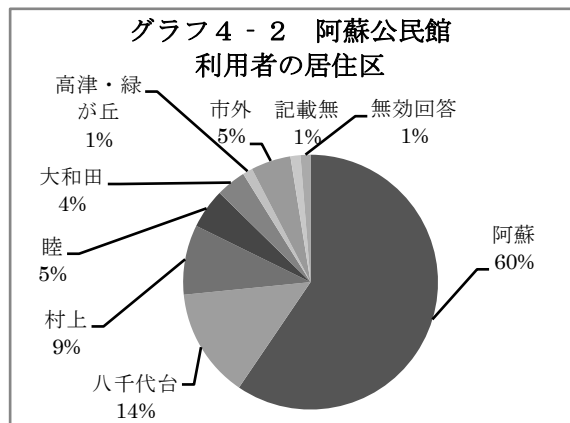
- ・居住区の状況は、大和田、高津・緑が丘、八千代台、勝田台、村上の 5 地区が、それぞれ 10% 程度～20% 程度の割合を占め、阿蘇、睦地区が、それぞれ 5% 以下の割合を占めた他、市外の割合も 10% 程度を占めた。
- ・各施設とも、おおむね施設の設置してある地区に居住する利用者が多かった。
 ※回収枚数の少ない施設については、参考値とする。
 ※グラフが小さいため、値が 0 の項目については省略した。



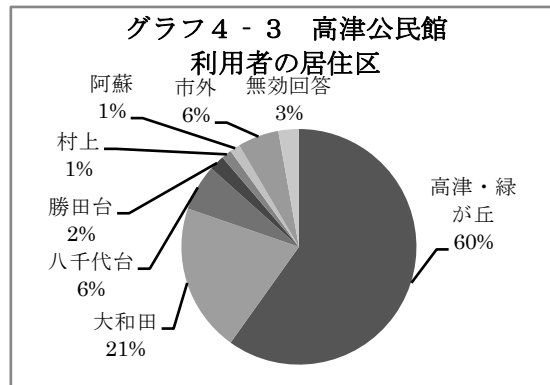
◆大和田公民館回収枚数：21枚



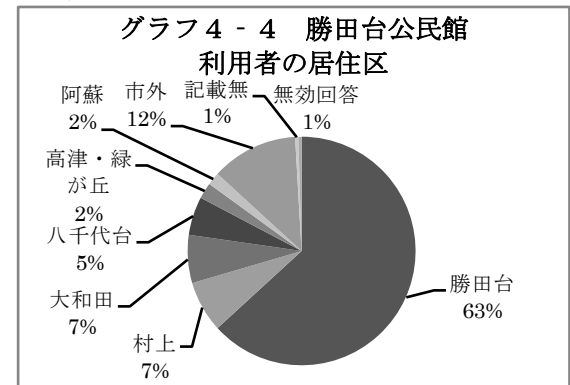
◆阿蘇公民館回収枚数：79枚



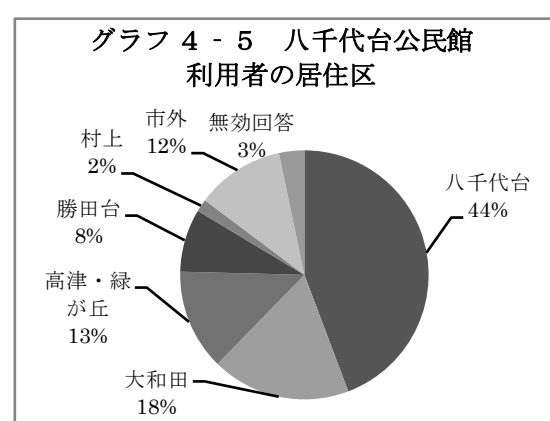
◆高津公民館回収枚数：142枚



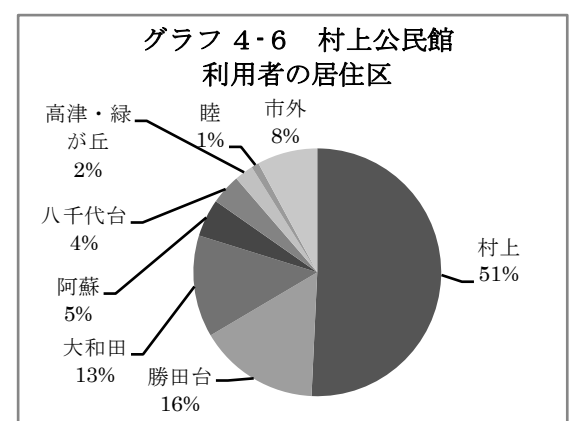
◆勝田台公民館回収枚数：220枚



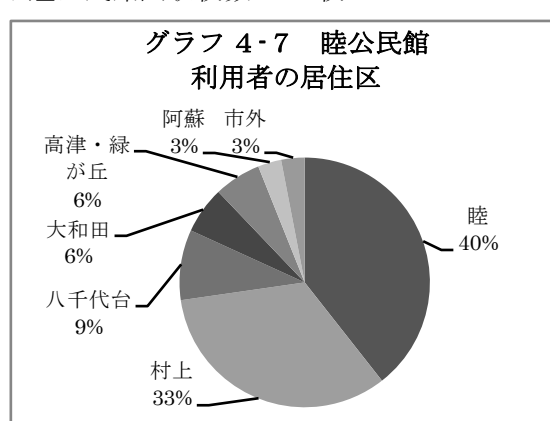
◆八千代台公民館回収枚数：122枚



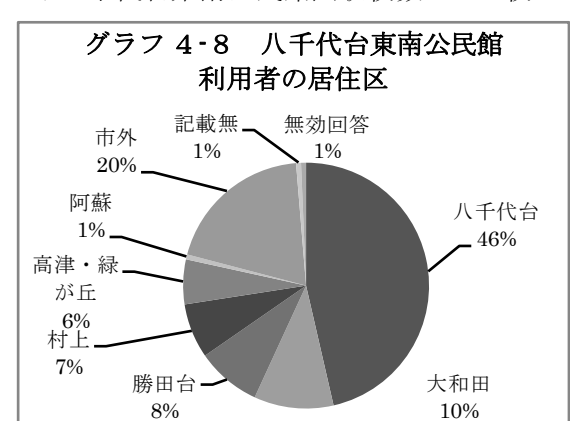
◆村上公民館回収枚数：203枚



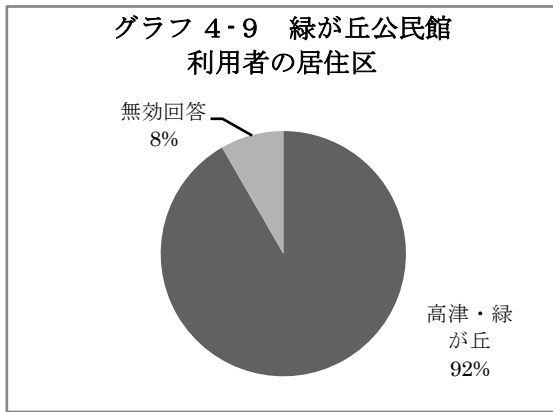
◆睦公民館回収枚数：33枚



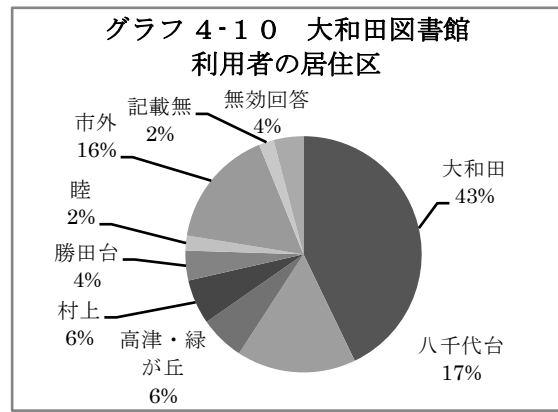
◆八千代台東南公民館回収枚数：153枚



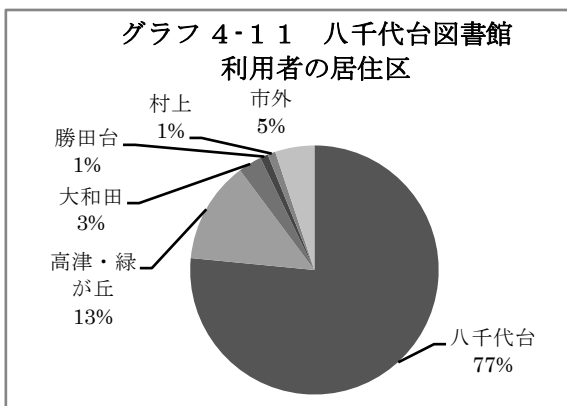
◆緑が丘公民館回収枚数：12枚



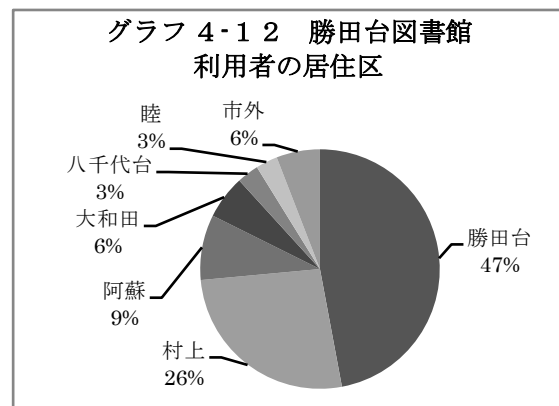
◆大和田図書館回収枚数：49枚



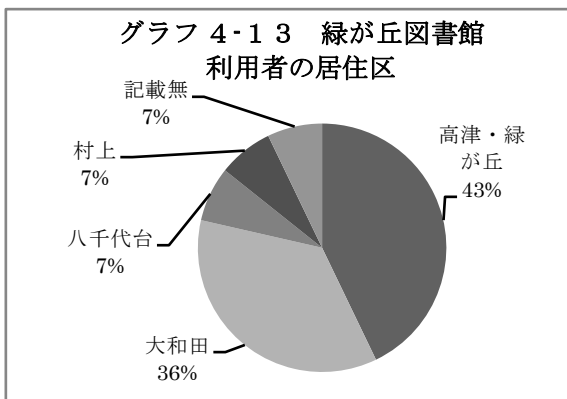
◆八千代台図書館回収枚数：98枚



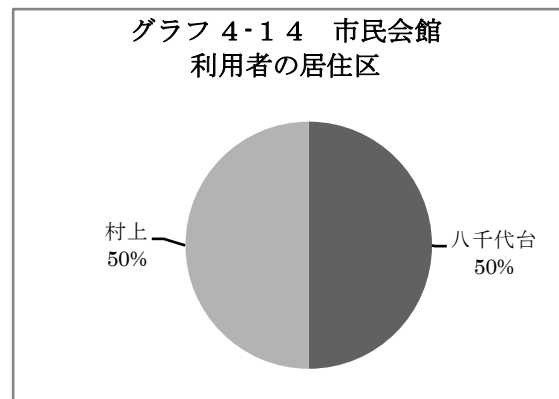
◆勝田台図書館回収枚数：34枚



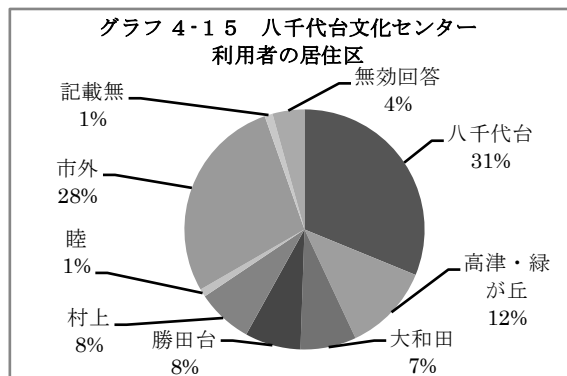
◆緑が丘図書館回収枚数：14枚



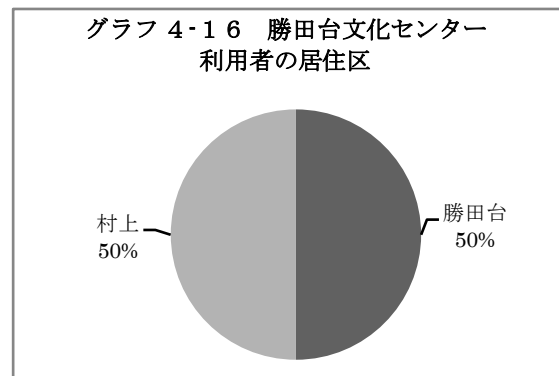
◆市民会館回収枚数：4枚



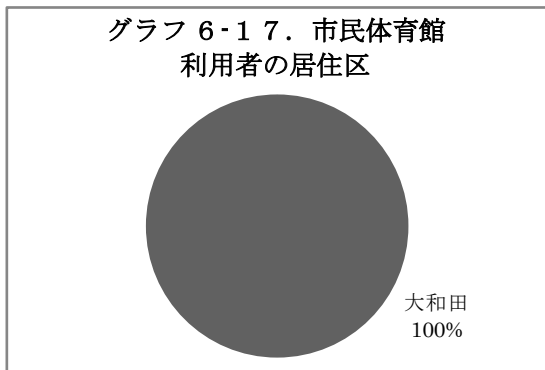
◆八千代台文化センター回収枚数：93枚



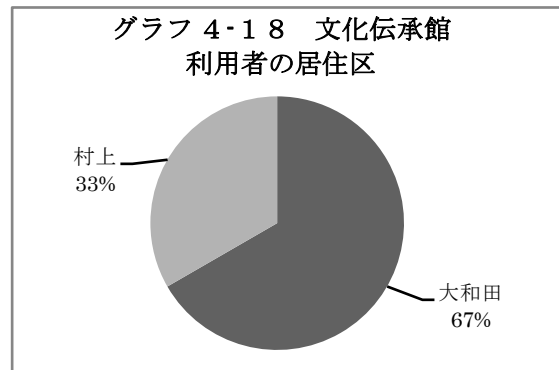
◆勝田台文化センター回収枚数：2枚



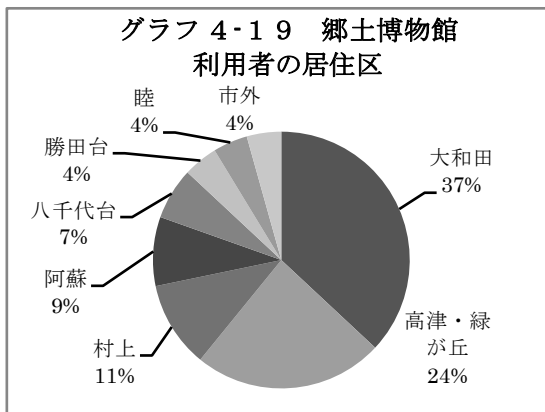
◆市民体育館回収枚数：1枚



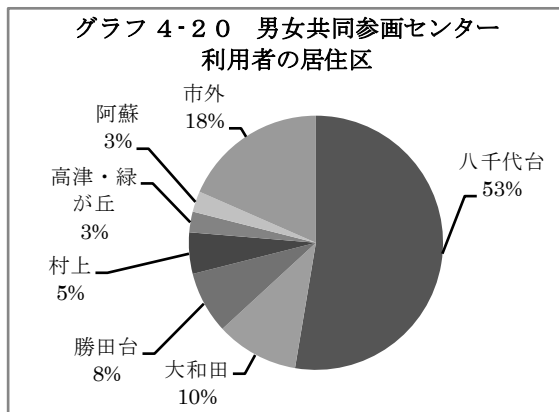
◆文化伝承館回収枚数：3枚



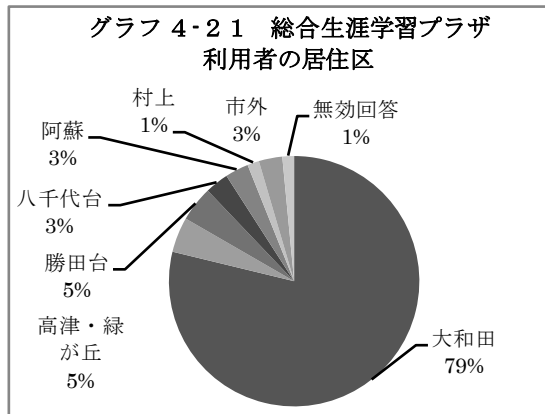
◆郷土博物館回収枚数：46枚



◆男女共同参画センター：38枚

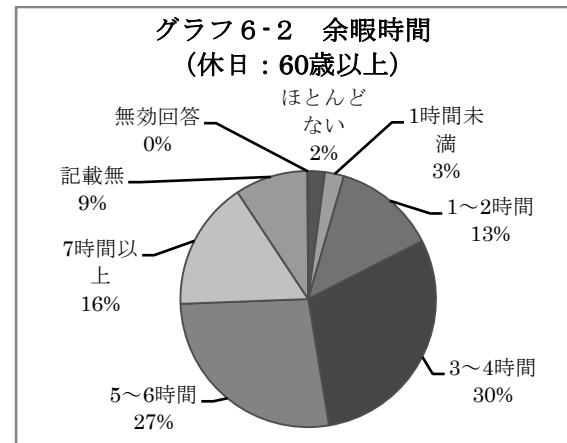
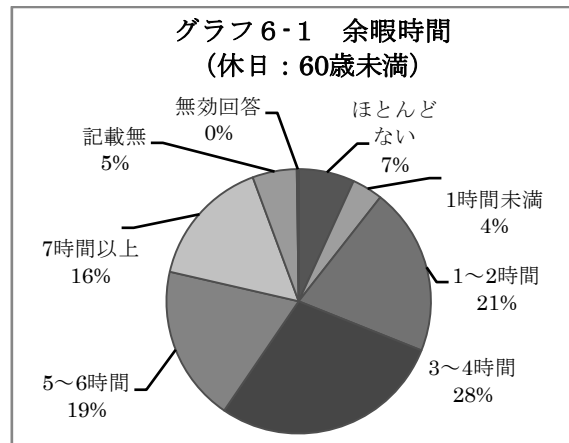
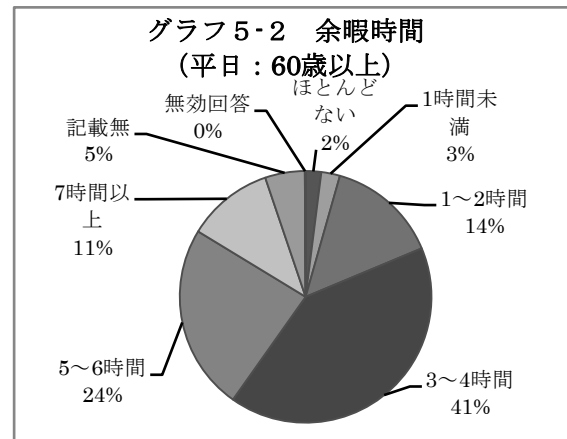
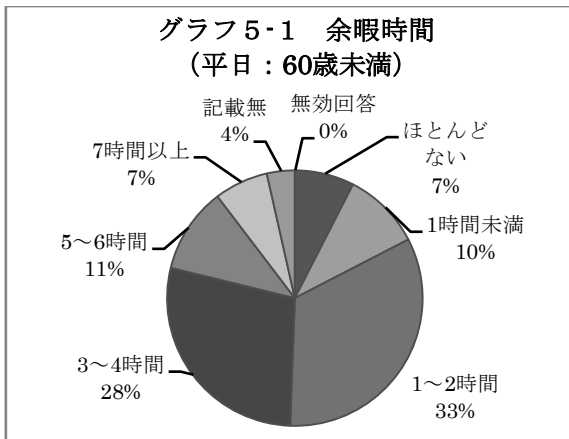
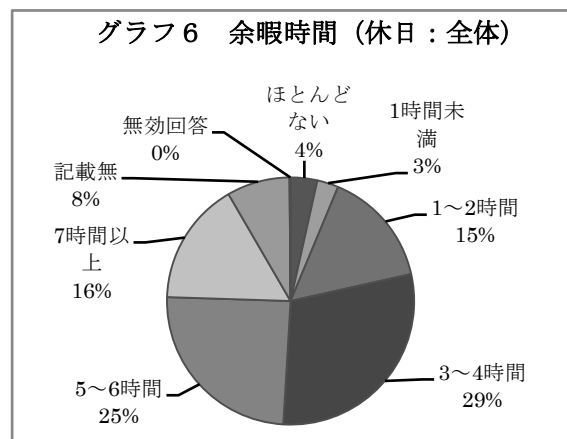
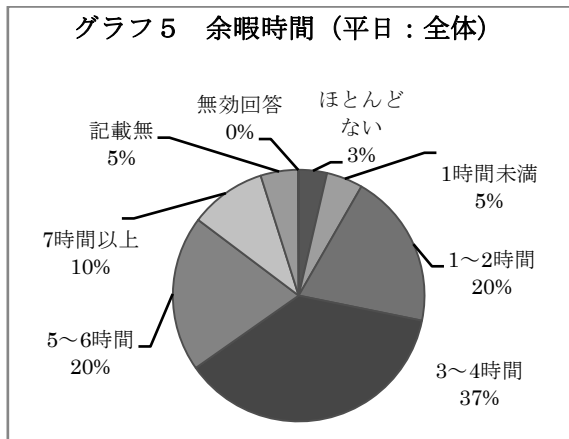


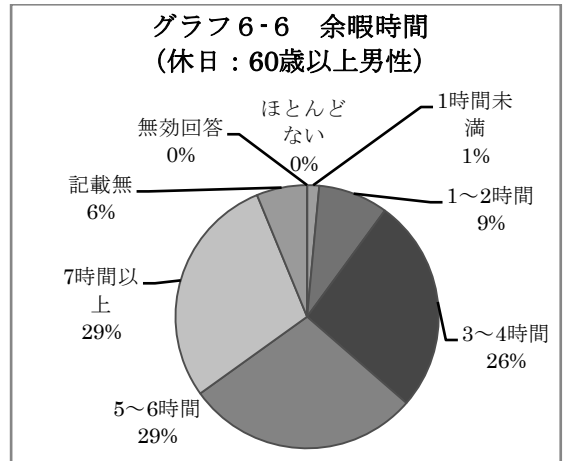
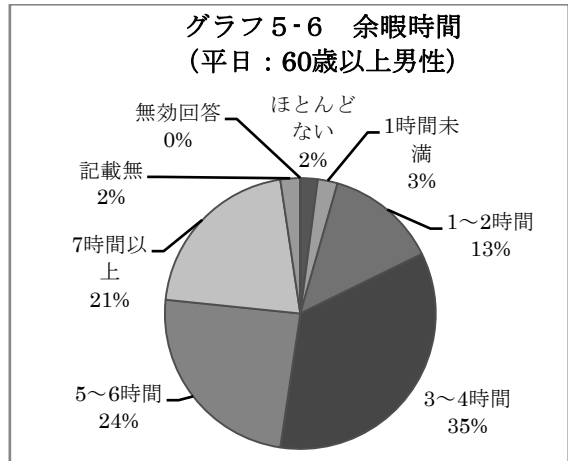
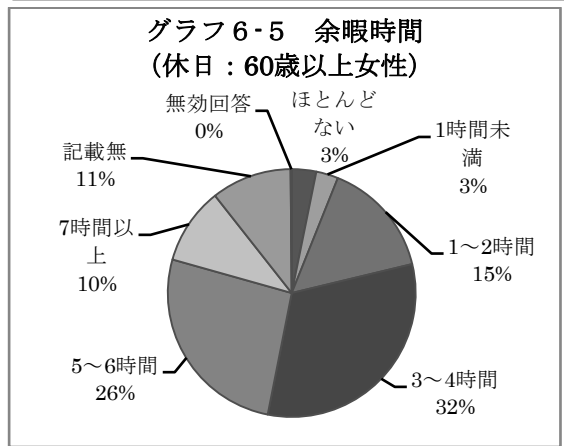
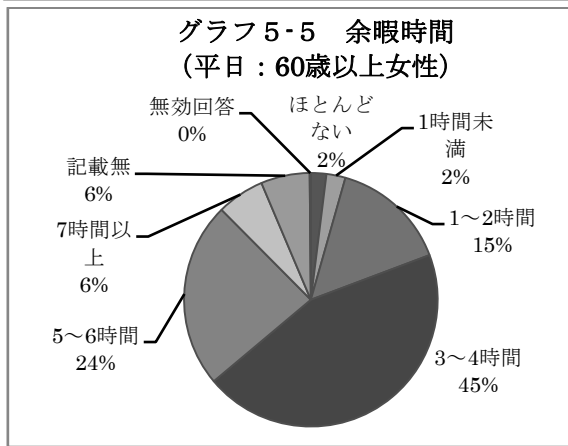
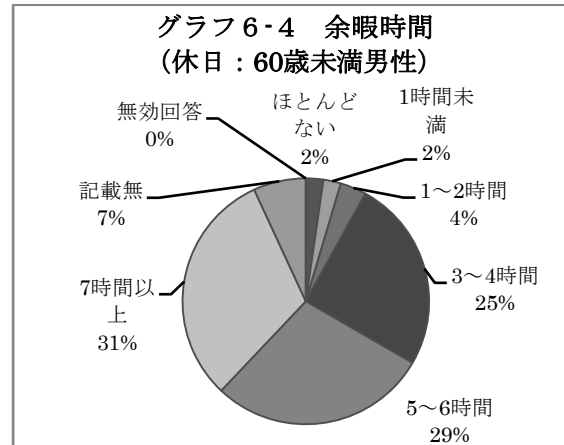
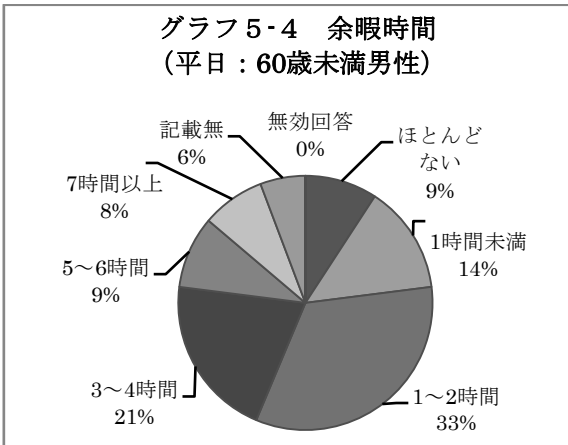
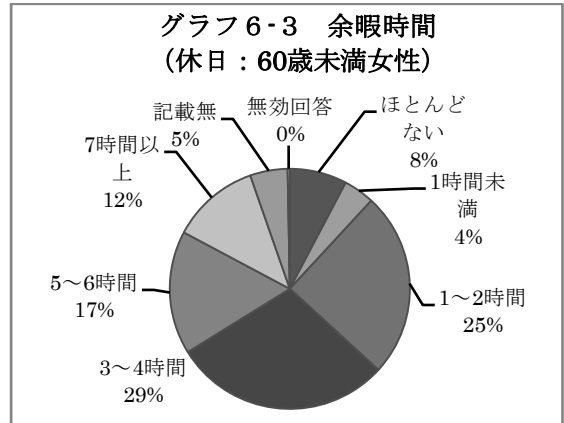
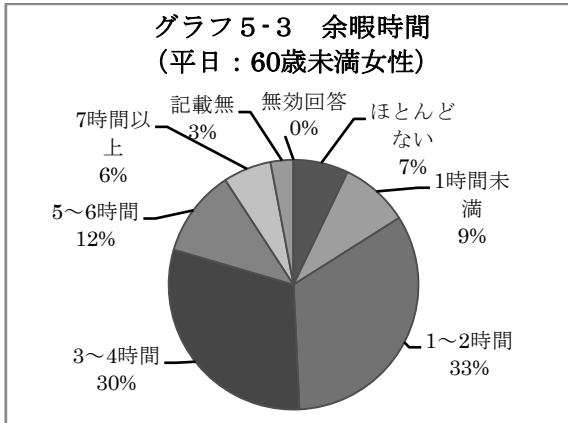
◆総合生涯学習プラザ：66枚



(4) 余暇時間の状況【グラフ5～6-6参照】

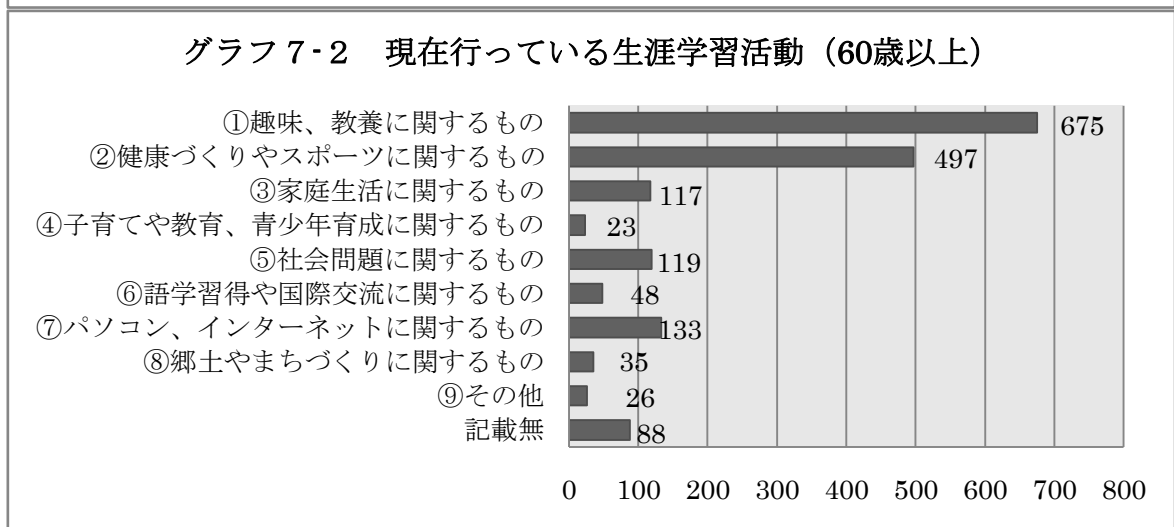
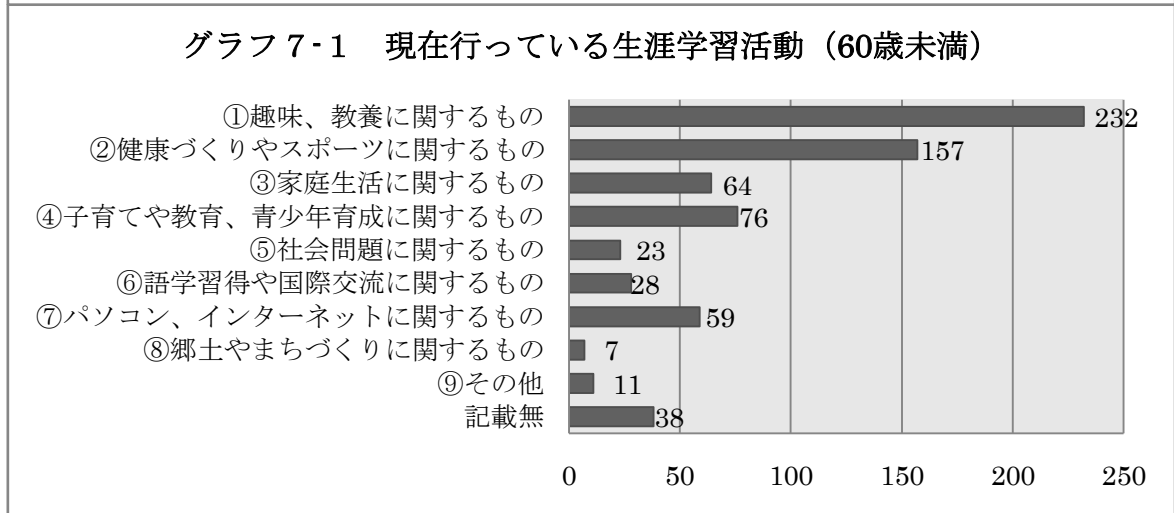
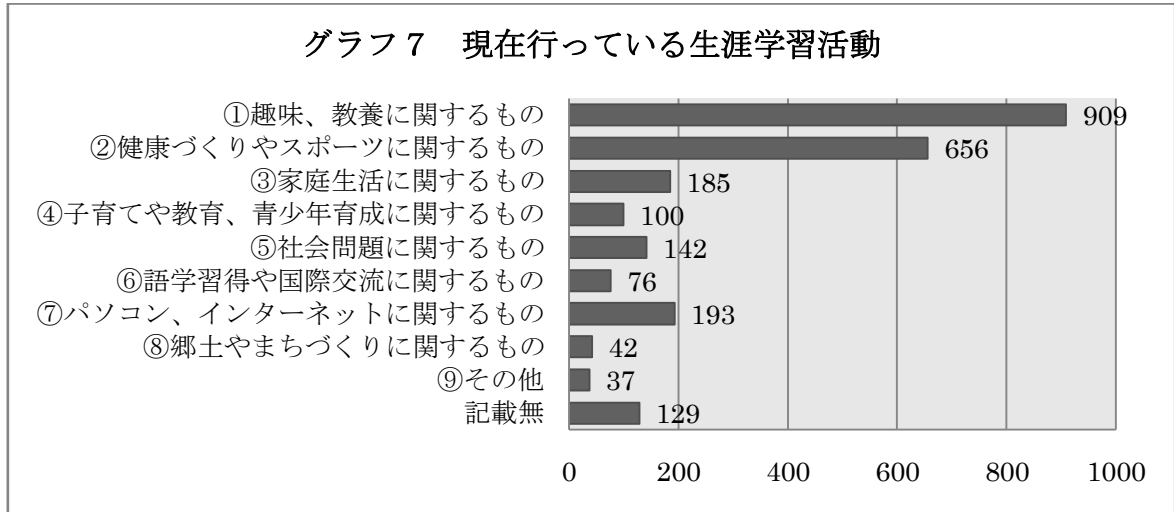
- ・比較的、時間に余裕がある人が、生涯学習関係施設を利用していることが読み取れる。
- ・60歳未満の人と60歳以上の人(退職前の世代と後の世代)を比較すると、余暇時間について、平日では60歳以上の人の方が多く余暇時間を得ているといった差異が見られたが、休日では大きな差異は見られなかった。
- ・60歳未満の人を男女別に分けて集計すると、平日は女性の方が余暇時間を多めにとることができ、休日は男性の方が多く余暇時間をとることができることが読み取れた。
- ・60歳以上の人余暇時間は、平日・休日では大きな差は見られなかった。
- ・男性の平日の余暇時間については、5時間以上の余暇時間をとれる人の割合が60歳未満では17%だったことに対し、60歳以上では45%まで増加しており、大きな差異がみられた。





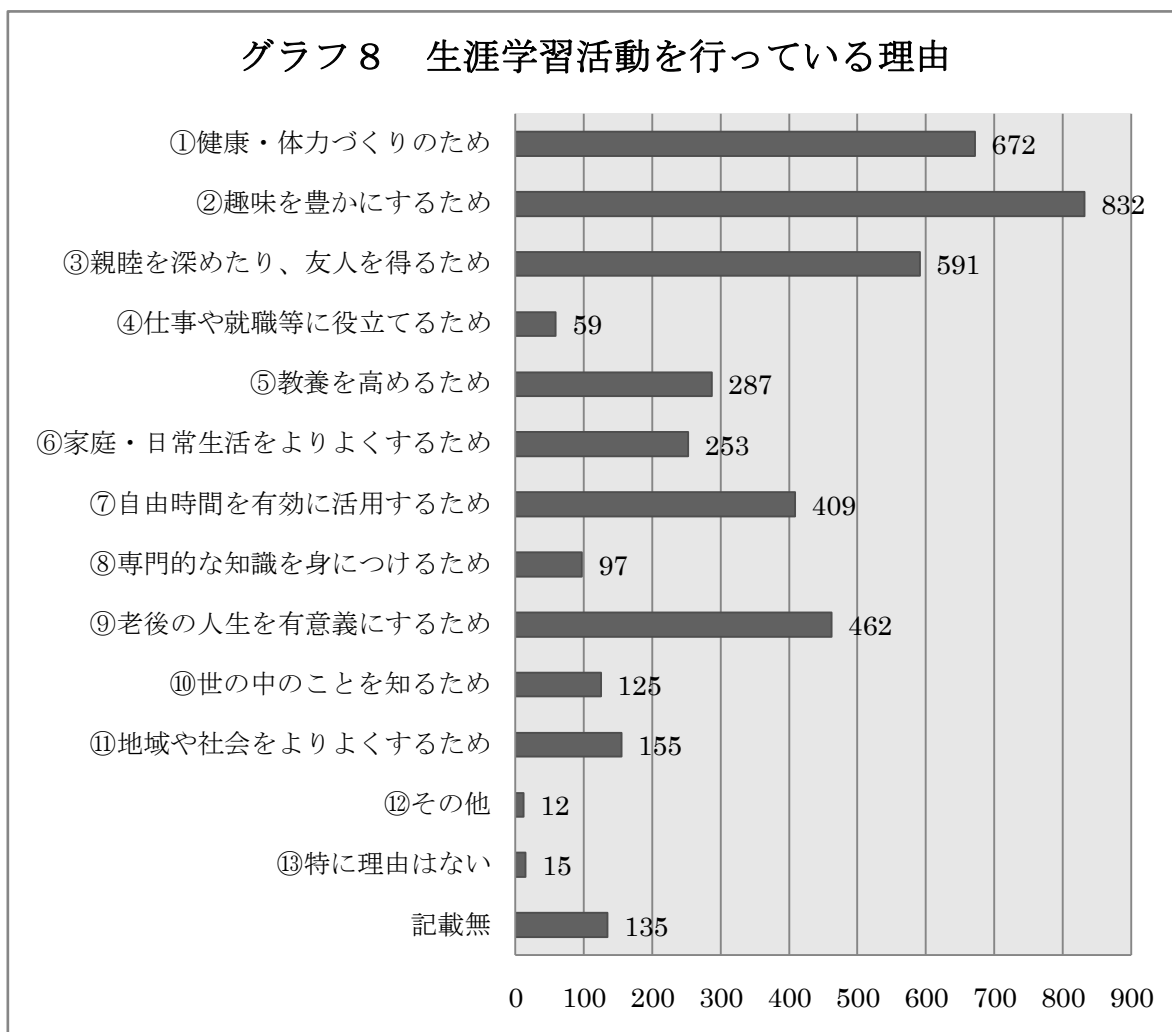
(5) 現在行っている生涯学習活動について（複数回答）【グラフ 7～7-2 参照】

- ・現在行っている生涯学習活動としては、「趣味、教養に関するもの」と「健康づくりやスポーツに関するもの」が多かった。
- ・60歳未満の人と60歳以上の人（退職前の世代と後の世代）に分けて集計すると60歳未満の人の方が、趣味や健康づくり以外の活動にも取り組んでいる現状がうかがえる。

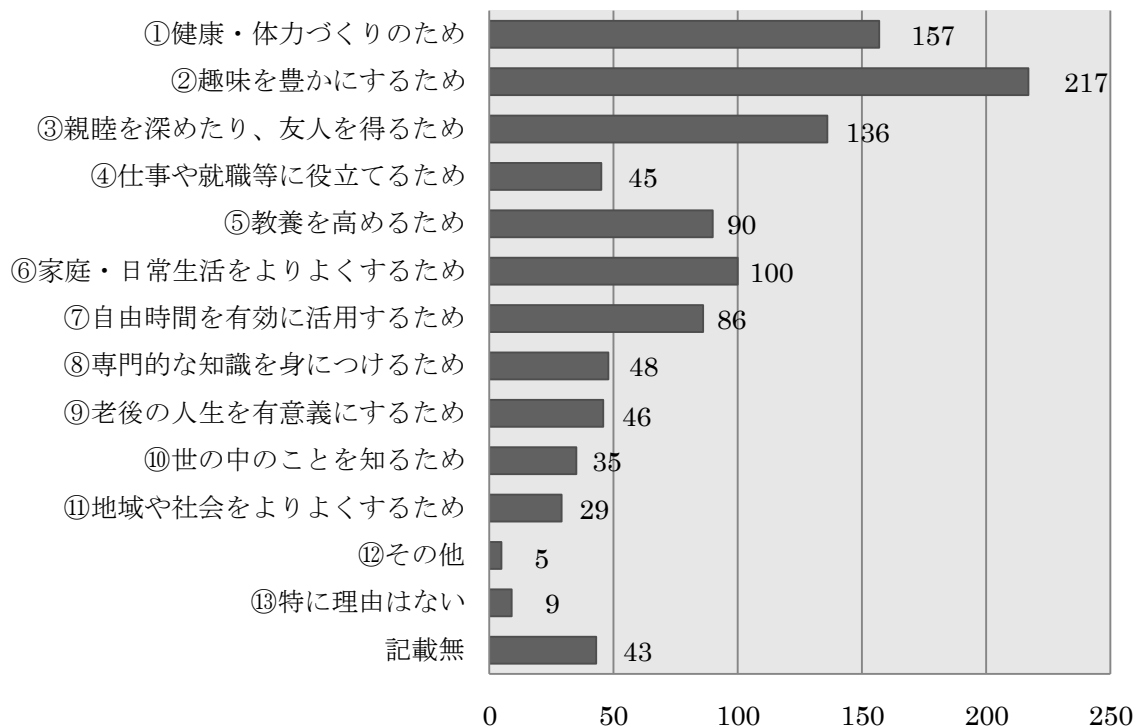


(6) 生涯学習活動を行っている理由について（複数回答）【グラフ 8～8-2 参照】

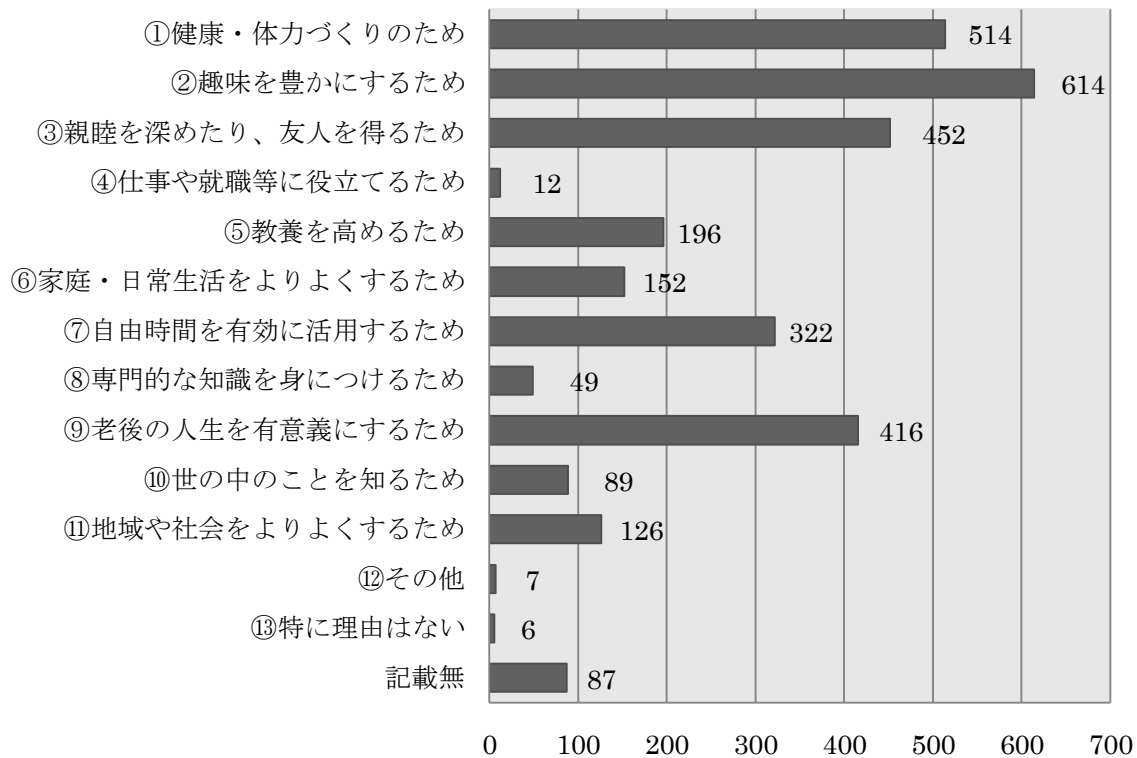
- ・生涯学習活動を行っている理由としては、「趣味を豊かにするため」「健康・体力づくりのため」が1位、2位となり、実際に行っている活動と一致した。
- ・「世の中のことを知るため」や「地域や社会をよりよくするため」を選択した人は少なく、社会問題などについて学んだり、学びの成果を地域に還元したりすることには興味薄い傾向があることが読み取れる。
- ・「趣味を豊かにするため」「健康・体力づくりのため」「親睦を深めたり、友人を得るため」が生涯学習活動を行っている理由トップ3となるのは、60歳未満の人と60歳以上の人（退職前の世代と後の世代）で共通した。
- ・60歳未満の人は仕事や専門知識に関する理由の割合が高めだが、地域貢献に関する理由の割合は低め。60歳以上の人はその逆で仕事や専門知識に関する理由の割合は低めだが、地域貢献に関する理由の割合は60歳未満の人より高めとなった。



グラフ 8-1 生涯学習活動を行っている理由（60歳未満）

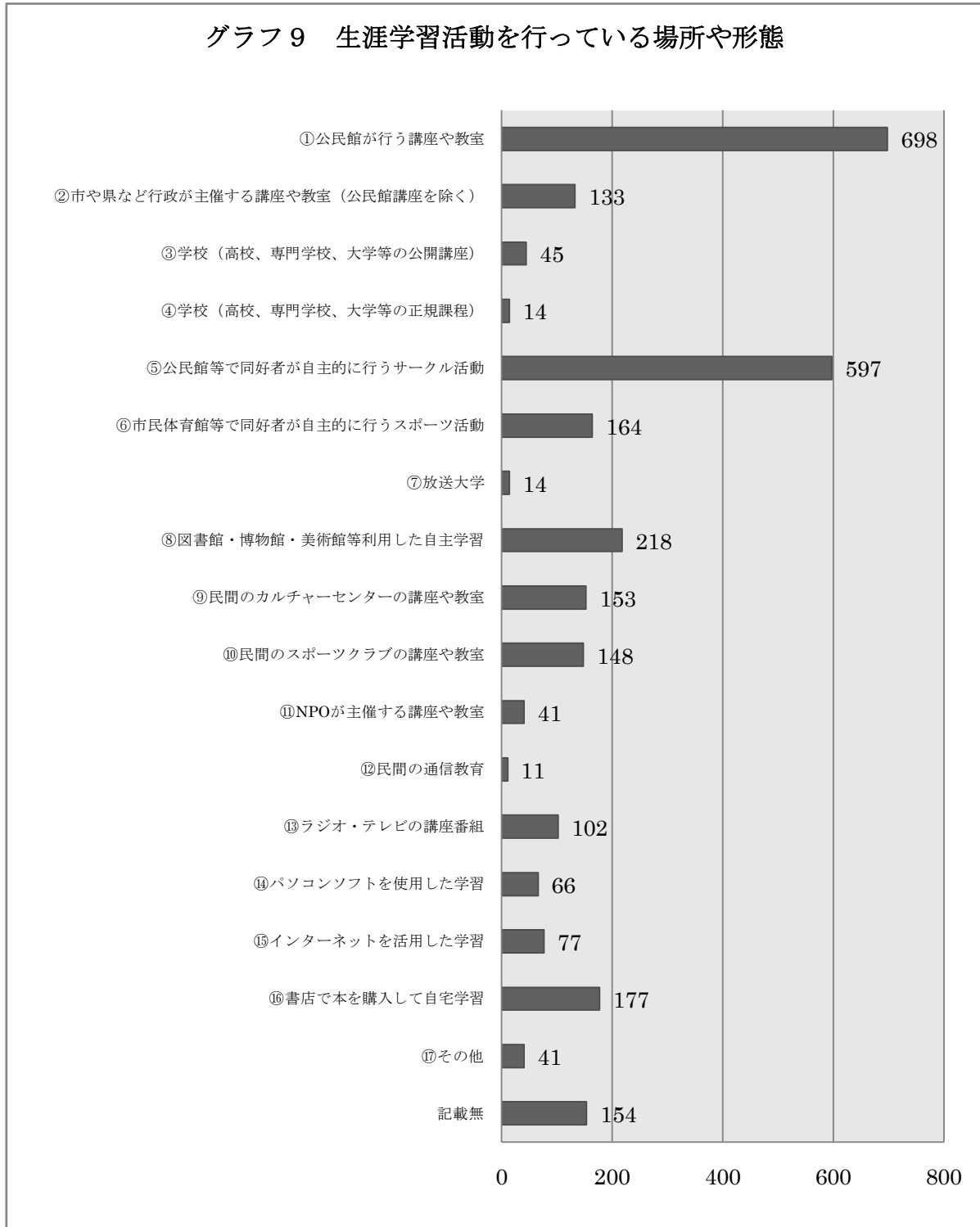


グラフ 8-2 生涯学習活動を行っている理由（60歳以上）



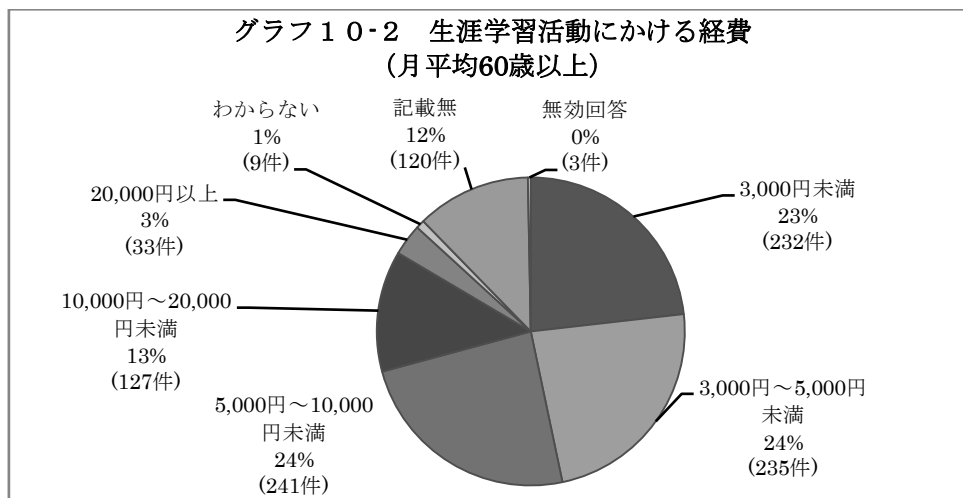
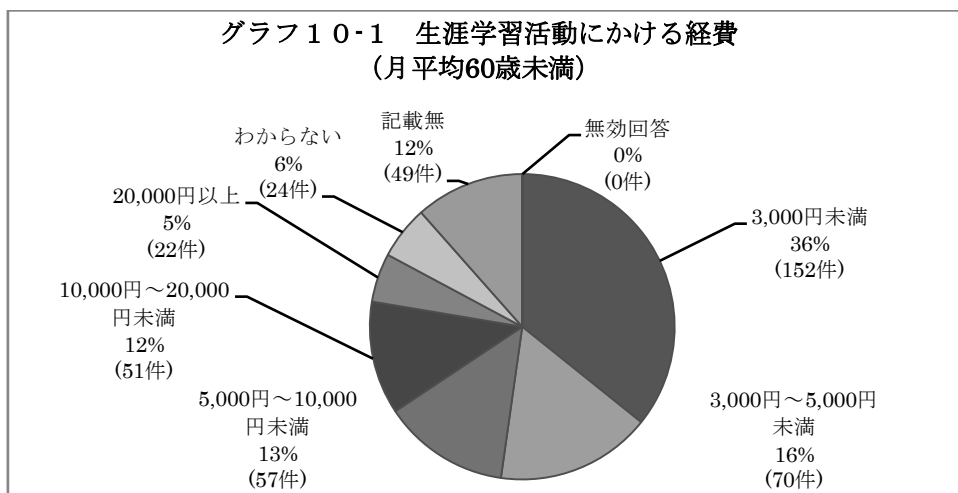
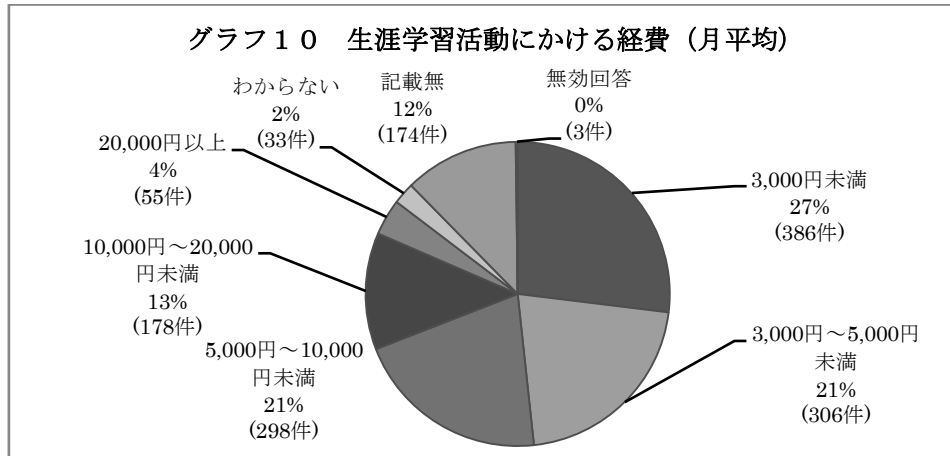
(7) 生涯学習活動を行っている場所や形態（複数回答）【グラフ 9 参照】

- ・生涯学習活動を行っている場所や形態については、調査票の回収状況の反映はあったが、回答が分散したことから、それぞれのライフスタイルに応じた生涯学習活動を選択して実施しているものと考えられる。



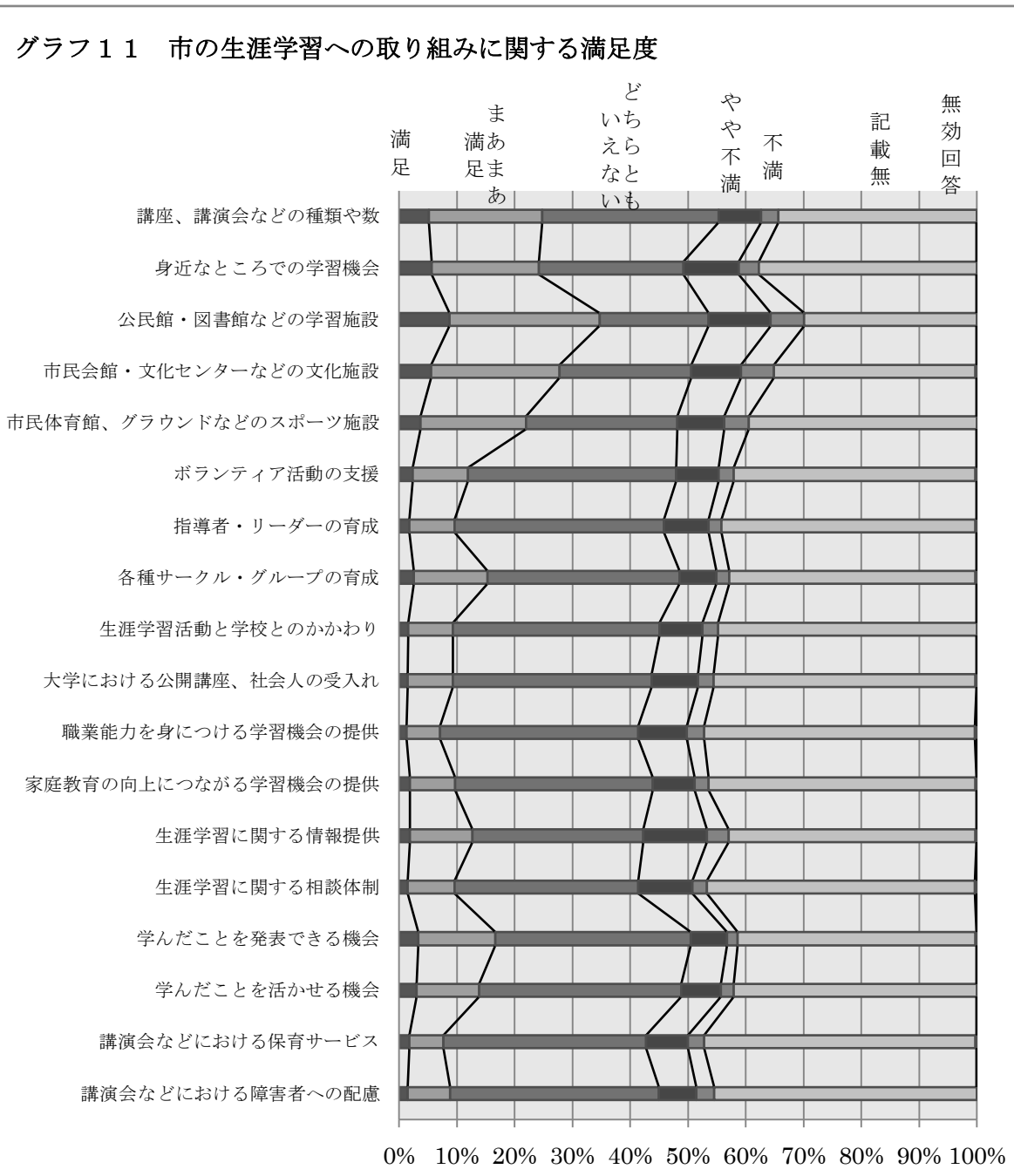
(8) 生涯学習活動にかかる経費【グラフ 10～10-2 参照】

- ・生涯学習活動にかかる経費は、全体的に回答が分散する傾向がみられた。
- ・60歳未満の人と60歳以上の人(退職前の世代と後の世代)を比較すると、60歳未満の人の3,000円未満の割合が60歳以上の人のそれに比べて多かった。
- ・10,000円以上の経費をかけている人の割合は、60歳未満の人の場合も60歳以上の人の場合も同程度であった。



(9) 市の生涯学習への取り組みに関する満足度について【グラフ 11～11-18 参照】

- ・「どちらともいえない」を選択した人と回答を記載しなかった人が多かった。
- ・「講座、講演会などの種類や数」「身近なところでの学習機会」「公民館・図書館などの学習施設」「市民会館・文化センターなどの文化施設」「市民体育館、グラウンドなどのスポーツ施設」については、満足とまあまあ満足をした割合が、不満とやや不満を足した割合より多く、比較的満足している人が多かった。
- ・「各種サークル・グループの育成」「学んだことを発表できる機会」については、満足している人が不満を感じている人よりも多かった。



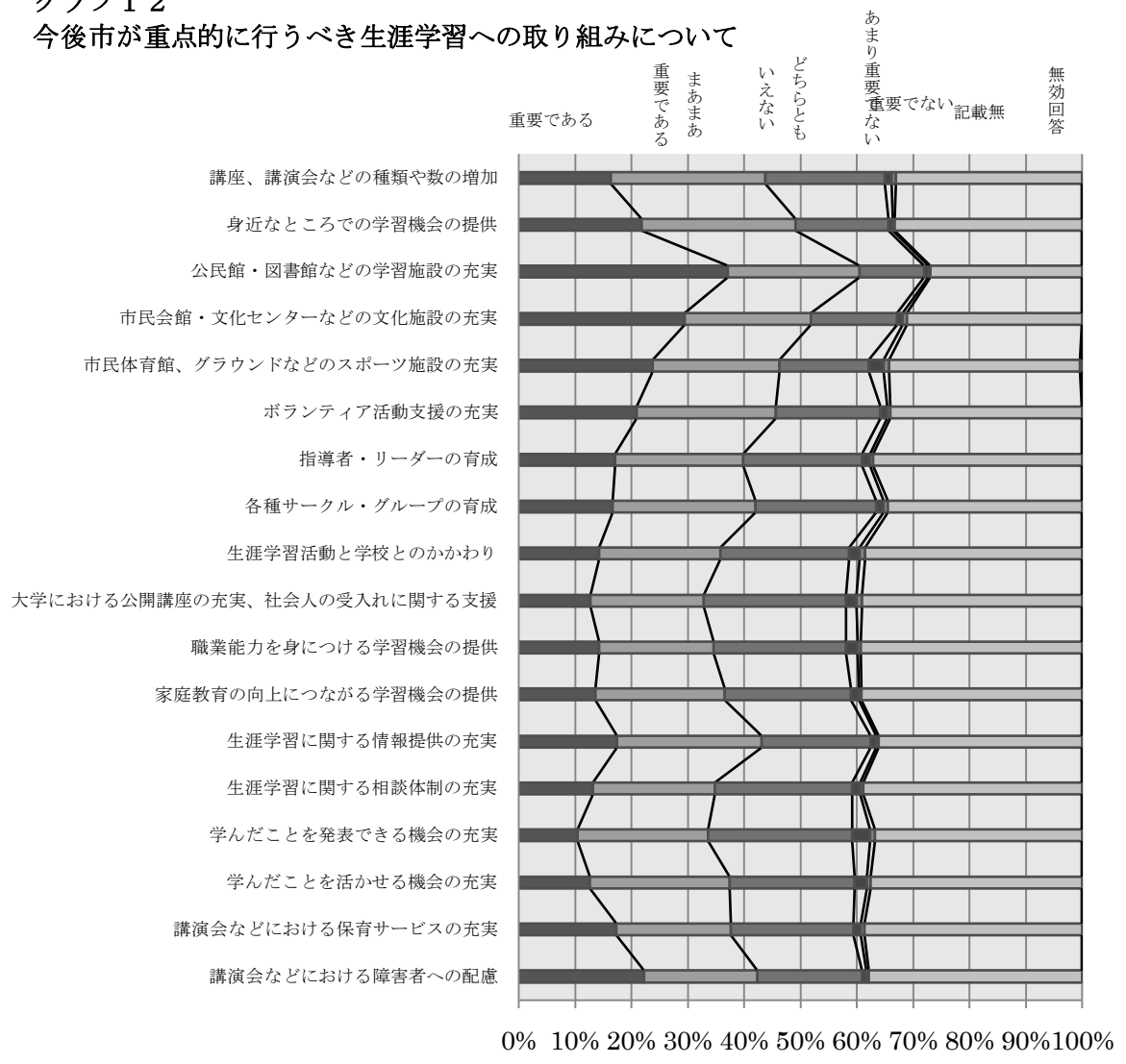
(10) 今後市が重点的に行うべき生涯学習への取り組みについて

【グラフ 12～12-18 参照】

- ・ 回答を記載しなかった人が多かったが、「どちらともいえない」は(9)の問いと比較して減り、「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた割合がどの項目でも3割を超えた。
- ・ アンケート回収率の高かった公民館・図書館利用者の意見を反映し、「公民館・図書館などの学習施設の充実」を重要と考える人が最も多かった。
- ・ 施設に関する項目は「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた割合が高く、回答者は生涯学習関係施設の充実を望んでいると考えられる。
- ・ 「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた割合の高かった項目から、「講座・講演会などの種類や数の増加」「身近なところでの学習機会の提供」「ボランティア活動支援の充実」「指導者・リーダーの育成」「各種サークル・グループの育成」「生涯学習に関する情報提供の充実」「講演会などにおける障害者への配慮」に市が力を入れることが望まれていることがわかった。
- ・ 「重要でない」「あまり重要でない」の割合の高かった項目から、学んだ成果を発表する機会の充実に市が力を入れなくても構わないと考えている人がいると考えられる。

グラフ 12

今後市が重点的に行うべき生涯学習への取り組みについて



6 各種調査にみる生涯学習

●八千代市市民満足度調査報告書（平成 17 年 3 月）

◇調査設計及び回収結果

- (1) 調査地域：市内全域
- (2) 調査対象：市内に住む満 20 歳以上の者
- (3) 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- (4) 標本数：2,988
- (5) 調査方法：郵送法
- (6) 調査期間：平成 16 年 12 月 8 日～12 月 22 日
- (7) 回収結果：有効回収数／1,205 有効回収率／40.3%

◇該当設問及び回答状況

問 11 生涯学習情報を得やすいと感じますか。

- ・感じる…………… 2.4%
- ・どちらかというと感じる…………… 11.7%
- ・どちらかというと感じない……… 30.1%
- ・感じない…………… 23.5%
- ・わからない…………… 30.9%
- ・無回答…………… 1.4%

問 31 公民館は利用しやすいと感じますか。

- ・感じる…………… 6.1%
- ・どちらかというと感じる…………… 18.9%
- ・どちらかというと感じない……… 21.0%
- ・感じない…………… 17.6%
- ・わからない…………… 34.2%
- ・無回答…………… 2.2%

●八千代市市民満足度調査報告書（平成 19 年 8 月）

◇調査設計及び回収結果

- (1) 調査地域：市内全域
- (2) 調査対象：市内に住む満 20 歳以上の者
- (3) 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- (4) 標本数：2,987
- (5) 調査方法：郵送法
- (6) 調査期間：平成 19 年 5 月 31 日～6 月 12 日
- (7) 回収結果：有効回収数／1,269 有効回収率／42.5%

◇該当設問及び回答状況

問 11 生涯学習情報を得やすいと感じますか。

- ・感じる…………… 2.4%
- ・どちらかというと感じる…………… 13.6%
- ・どちらかというと感じない…………… 28.2%
- ・感じない…………… 20.6%
- ・わからない…………… 33.3%
- ・無回答…………… 1.9%

問 30 お住まいの地域において、公園やスポーツ施設を利用しやすいと感じますか。

- ・感じる…………… 11.0%
- ・どちらかというと感じる…………… 29.9%
- ・どちらかというと感じない…………… 26.8%
- ・感じない…………… 20.8%
- ・わからない…………… 9.9%
- ・無回答…………… 1.6%

●八千代市市民満足度調査報告書（平成 22 年 8 月）

◇調査設計及び回収結果

- (1) 調査地域：市内全域
- (2) 調査対象：市内に住む満 20 歳以上の者
- (3) 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- (4) 標本数：3,478
- (5) 調査方法：郵送法
- (6) 調査期間：平成 22 年 6 月 3 日～6 月 18 日
- (7) 回収結果：有効回収数／1,477 有効回収率／42.5%

◇該当設問及び回答状況

問 11 生涯学習情報を得やすいと感じますか。

- ・感じる…………… 2.1%
- ・どちらかというと感じる…………… 15.6%
- ・どちらかというと感じない…………… 27.0%
- ・感じない…………… 19.5%
- ・わからない…………… 33.8%
- ・無回答…………… 2.0%

問 30 お住まいの地域において、公園やスポーツ施設を利用しやすいと感じますか。

- ・感じる…………… 9.3%
- ・どちらかというと感じる…………… 33.9%
- ・どちらかというと感じない…………… 24.4%
- ・感じない…………… 20.4%
- ・わからない…………… 11.1%
- ・無回答…………… 0.9%

問 39 地域の公民館を身近に感じますか。

- ・感じる…………… 9.5%
- ・どちらかというと感じる…………… 20.2%
- ・どちらかというと感じない…………… 27.1%
- ・感じない…………… 34.2%
- ・わからない…………… 8.0%
- ・無回答…………… 0.9%

問 43 ボランティア・NPO活動などの市民活動に参加していますか。

- ・参加している…………… 9.7%
- ・参加を考えている…………… 6.6%
- ・参加したいができない…………… 28.6%
- ・参加したくない…………… 18.6%
- ・どちらともいえない…………… 35.2%
- ・無回答…………… 1.4%

●第8回八千代市市民意識調査報告書（平成15年3月）

◇調査設計及び回収結果

- (1) 調査地域：市内全域
- (2) 調査対象：①市内在住の満20歳以上の男女（市内在住者調査）
②市外から市内に在勤する満20歳以上の男女（外来者調査）
- (3) 抽出方法：①3,000人を住民基本台帳から確率比例層化抽出法により抽出し、最終的に2,986人を調査対象とした
②記載無し
- (4) 標本数：①2,986人 ②500人
- (5) 調査方法：①・②ともに郵送法
- (6) 調査期間：平成14年8月29日～9月12日
- (7) 回収結果：①有効回収数／1,646 有効回収率／55.1%
②有効回収数／323 有効回収率／64.6%

◇該当設問及び回答状況

2 生涯学習・生涯スポーツ

(1) 余暇時間の過ごし方

問3 余暇時間の過ごし方として、よく行っていることは、何ですか。（〇はいくつでも）

・何もしないで横になったり、テレビ、雑誌をみたりする……………	41.3%
・ハイキング、ドライブなどの行楽に出かけたり、旅行をする……	38.7%
・家のまわりや近くの公園などを散歩する……………	36.5%
・音楽、映画、絵画、演劇などの観（鑑）賞……………	27.3%
・インターネットやパソコンをする……………	19.3%
・隣人、知人などと茶のみ話をする……………	17.9%
・野球、テニス、ゴルフなどのスポーツをする……………	14.3%
・教養を高めるための学習やサークル活動をする……………	11.9%
・釣り、日曜大工、将棋などの趣味……………	9.0%
・仕事や勉強に役立つ習い事をする……………	8.6%
・パチンコ、競馬などの娯楽……………	5.3%
・各種のボランティア活動をする……………	4.4%
・その他……………	11.7%
・無回答……………	1.6%

(2)生涯学習・文化・スポーツ活動の有無

問4 あなたは、この1年間に仕事や学業以外で一定期間、学んだり習ったりしたこと(趣味やスポーツ活動も含む)がありますか。(○1つ)

- ・ある..... 40.0%
- ・ない..... 58.6%
- ・無回答..... 1.3%

(2-1) 生涯学習・文化・スポーツ活動で使用した場所

問4-1 (問4で「1ある」とお答えの方に)あなたが、学習や文化、スポーツ活動をするために使っている場所はどのようなところですか。(○はいくつでも)

- ・公共の生涯学習施設(公民館, 図書館, 博物館等)..... 36.6%
- ・民間のスポーツクラブ..... 22.3%
- ・自宅..... 17.0%
- ・公共のスポーツ施設(市民体育館, 市営球場, 学校体育館等)..... 16.7%
- ・民間の学習センター等..... 16.5%
- ・公共の公園や遊歩道等..... 11.7%
- ・その他..... 10.5%
- ・無回答..... 3.9%

(3)スポーツ活動の回数

問5 あなたは、1週間のうち、30分以上のスポーツ活動を何回ぐらい取り組んでいますか。(○は1つ)

- ・取り組んでいない..... 61.7%
- ・1回以上3回未満..... 24.1%
- ・3回以上5回未満..... 6.6%
- ・5回以上..... 2.8%
- ・無回答..... 4.9%

(4)生涯学習・文化・スポーツ活動を充実させるために望むこと

問6 生涯学習・文化・スポーツ活動を今後一層充実させるために、どのようなことを望みますか。(〇は2つまで)

・スポーツ施設や公民館・図書館などの設備を充実する……………	47.0%
・今ある施設を使いやすくするため利用時間・方法を工夫する……	25.5%
・公民館講座など、学習の機会を増やす……………	18.2%
・学習機会などの情報を提供する……………	13.7%
・音楽会など文化的な行事を増やす……………	13.5%
・学校施設等の開放を進める……………	13.1%
・大学の公開講座などの機会を増やす……………	5.7%
・講師や指導者を紹介・派遣する……………	3.0%
・その他……………	2.3%
・特になし……………	11.4%
・無回答……………	6.3%

●第9回八千代市市民意識調査報告書（平成21年8月）

◇調査設計及び回収結果

- (1) 調査地域：市内全域
- (2) 調査対象：①市内在住の満20歳以上の男女（市内在住者調査）
②市外から市内に在勤する満20歳以上の男女（外来者調査）
- (3) 抽出方法：①3,500人を住民基本台帳から確率比例層化抽出法により抽出し、最終的に3,486人を調査対象とした
②記載無し
- (4) 標本数：①3,486人 ②500人
- (5) 調査方法：①・②ともに郵送法
- (6) 調査期間：平成21年6月5日～6月30日
- (7) 回収結果：①有効回収数／1,416 有効回収率／40.6%
②有効回収数／343 有効回収率／68.6%

◇該当設問及び回答状況

13 余暇の過ごし方について

(1) 余暇時間の過ごし方

問20 余暇時間の過ごし方として、よく行っていることは、何ですか。(〇はいくつでも)

・家族との団欒	49.5%
・自宅でテレビなどを見てひとりでんびり過ごす	43.7%
・家のまわりや近くの公園などの散歩	41.5%
・本や雑誌などを読む	35.7%
・友人や知人と過ごす	32.5%
・音楽、映画、絵画、演劇などの観(鑑)賞	29.9%
・ハイキング、ドライブなどの行楽や旅行	29.9%
・インターネットやパソコン	24.4%
・野球、テニス、ゴルフなどのスポーツ	19.8%
・教養を高めるための学習やサークル活動	11.2%
・釣り、日曜大工、将棋などの趣味	9.8%
・各種のボランティア活動に参加する	6.4%
・パチンコ、競馬などの娯楽	5.8%
・仕事や勉強に役立つ習いごと	5.6%
・その他	5.2%
・無回答	0.9%

14 生涯学習や文化活動，スポーツ活動について

(1) 生涯学習や文化活動，スポーツ活動の有無

問 21 あなたは，仕事や学業以外で趣味や教養，自己の能力を高めるための学習時間（スポーツ活動を含む）をとっていますか。（○は1つずつ）

① 生涯学習・文化活動

- ・とっている…………… 35.3%
- ・とっていない…………… 60.6%
- ・無回答…………… 4.1%

② スポーツ活動

- ・とっている…………… 34.3%
- ・とっていない…………… 60.6%
- ・無回答…………… 5.1%

(1-1) 生涯学習や文化活動，スポーツ活動で使用した場所

問 21-1 （問 21 で①か②のどちらか1つでも「1 とっている」とお答えの方にお尋ねします）あなたが，学習や文化，スポーツ活動をするために使っている場所はどのようなところですか。（○はいくつでも）

- ・公民館や図書館など公共の生涯学習施設…………… ①50.4% ②32.7%
- ・市民体育館や市営球場など公共のスポーツ施設…………… ①17.8% ②30.2%
- ・公園や遊歩道など…………… ①23.8% ②28.6%
- ・民間のカルチャーセンター…………… ①17.8% ② 9.9%
- ・民間のスポーツクラブ…………… ①16.2% ②38.5%
- ・自宅…………… ①43.4% ②23.9%
- ・その他…………… ①11.8% ② 9.3%
- ・無回答…………… ① 0.4% ② 0.6%

(1-2) 生涯学習等を充実させるために望むこと

問 21-2 (問 21 で①か②のどちらか1つでも「1 とっている」とお答えの方にお尋ねします) 生涯学習・文化・スポーツ活動を今後一層充実させるために必要なことはどのようなことだと思いますか。

(○は2つまで)

- ・今ある施設を使いやすくするため利用時間・方法を工夫する…… 33.4%
- ・公民館や図書館などの施設を充実する…… 29.1%
- ・スポーツ施設を充実する…… 28.7%
- ・公民館講座など, 学習の機会を増やす…… 21.5%
- ・学習機会などの情報を提供する…… 13.6%
- ・音楽会など文化的な行事を増やす…… 13.0%
- ・学校施設等の開放を進める…… 12.0%
- ・大学の公開講座などの機会を増やす…… 6.5%
- ・講師や指導者を紹介・派遣する…… 4.1%
- ・その他…… 2.9%
- ・特にない…… 4.8%
- ・無回答…… 3.4%

(1-3) スポーツ活動の回数

問 21-3 (問 21 の②で「1 とっている」とお答えの方にお尋ねします) 1 週間のうち, 30 分以上のスポーツ活動を何回ぐらい行っていますか。

(○は1つ)

- ・1 回…… 31.7%
- ・2 回…… 28.2%
- ・3 回以上…… 31.1%
- ・その他…… 4.9%
- ・無回答…… 4.1%

(1-4)生涯学習や文化活動，スポーツ活動を行っていない理由

問 21-4 （問 21 で①か②のどちらか1つでも「2 とっていない」とお答えの方にお尋ねします）あなたが，学習や文化，スポーツ活動を行っていない理由は何ですか（〇はいくつでも）

- ・ 仕事や家事，学業が忙しくて時間がない…………… 38.7%
- ・ 費用がかかる…………… 26.5%
- ・ きっかけがつかめない…………… 23.5%
- ・ 自分の希望に合う内容の講座や教室などが無い…………… 19.9%
- ・ 必要な情報がなかなか入手できない…………… 17.4%
- ・ 自分の参加できる日時に開催される講座や教室などが無い…………… 17.0%
- ・ 身近なところに施設や教室などが無い…………… 16.5%
- ・ 生涯学習（スポーツ活動を含む）に興味がない（好きではない） 8.4%
- ・ 子どもや親などを世話してくれる人がいない…………… 8.2%
- ・ 一緒に学習や活動をする仲間がいない…………… 7.4%
- ・ 適当な指導者がいない…………… 4.8%
- ・ 家族や職場など周囲の理解が得られない…………… 1.3%
- ・ その他…………… 6.3%
- ・ 無回答…………… 16.5%

7 八千代市生涯学習審議会条例

平成6年6月24日

条例第12号

(設置)

第1条 市における生涯学習の推進を図るため、八千代市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査し、審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 関係団体の代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平20条例20・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 20 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 15 日から施行する。

8 八千代市生涯学習審議会条例施行規則

平成 6 年 6 月 24 日

規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八千代市生涯学習審議会条例(平成 6 年八千代市条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係者の出席)

第 2 条 条例第 1 条に規定する八千代市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(平 21 規則 1・旧第 3 条繰上)

(部会長等)

第 3 条 条例第 6 条に規定する部会(以下「部会」という。)は、審議会の会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(平 21 規則 1・旧第 4 条繰上)

(部会の会議)

第 4 条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(平 21 規則 1・旧第 5 条繰上)

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が市長の同意を得て別に定める。

(平 21 規則 1・旧第 6 条繰上)

附 則

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

9 八千代市生涯学習審議会委員名簿

(平成22年4月1日現在)

区 分	氏 名	団体名・役職名
市民	たかはし まさこ 高橋 雅子	市民公募委員
〃	たもう よしひさ 玉生 良久	市民公募委員
学識経験者	ながさわ せいじ 長澤 成次	千葉大学 教育学部 教授
〃	こわた ひでお 木幡 日出男	東京成徳大学 応用心理学部 教授
〃	あいだ えつこ 会田 悦子	市社会教育委員
〃	よしの ちよこ 吉野 千代子	元小学校教頭
〃	いさざわ よしたか 岩澤 良隆	萱田小学校区学校外活動支援団体 代表
〃	しま りえこ 島 利榮子	作家
関係団体代表	みやぎ たけのり 宮崎 武則	八千代商工会議所 副会頭
〃	おの であら よねぞう 小野寺 米蔵	市体育協会 副会長
〃	くろさき けいち 黒崎 啓一	市自治会連合会 幹事
〃	たなか のりお 田中 典夫	市校長会 (萱田南小学校校長)
〃	ながおか りかこ 長岡 利香子	財八千代市文化・スポーツ振興財団 理事
〃	ちば ただし 千葉 正	大きな樹になれ連絡会 会長
〃	ひらいわ かずお 平岩 和夫	八千代市公民館サークル協議会 幹事

任期： 学識経験者及び関係団体代表 平成20年10月1日～平成22年9月30日
市民委員 平成21年1月15日～平成23年1月14日

10 八千代市生涯学習推進本部設置規程

平成6年9月9日

訓令甲第8号

(設置)

第1条 市における生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、八千代市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する施策に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習に関する施策の推進に関すること。
- (4) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長とし、副本部長は、生涯学習部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(平18訓令甲6・平19訓令甲3・平19訓令甲5・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(平18訓令甲6・一部改正)

(会議)

第5条 本部の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、本部長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 本部は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 本部に、本部の所掌事項に関し専門的な調査検討及び会議に付する事案の調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事会長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会長は、生涯学習部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議(以下この条において「会議」という。)は、幹事会長が招集し、会議の議長となる。

6 幹事会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(平 18 訓令甲 6・平 19 訓令甲 5・一部改正)

(専門部会)

第 8 条 幹事会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、幹事会長が指名する部会員をもって組織する。

3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会に属する部会員の互選により定める。

4 専門部会長は、専門部会を掌理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 6 年 9 月 10 日から施行する。

附 則(平成 8 年訓令甲第 2 号)

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年訓令甲第 7 号)

(施行期日)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際現に存するこの訓令による改正前の各訓令の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成 10 年訓令甲第 5 号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成 11 年訓令甲第 10 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年訓令甲第 7 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令甲第 3 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令甲第 6 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 3 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 5 号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令甲第 2 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条第 3 項)

(平 18 訓令甲 6・全改, 平 19 訓令甲 5・一部改正)

総務企画部長	産業活力部長
財務部長	教育長
健康福祉部長	消防長
子ども部長	上下水道局長
安全環境部長	
都市整備部長	

別表第 2(第 7 条第 4 項)

(平 18 訓令甲 6・全改, 平 20 訓令甲 2・一部改正)

総務企画部	総務課長	安全環境部	生活安全課長
総務企画部	総合企画課長	都市整備部	都市計画課長
財務部	財政課長	産業活力部	産業政策課長
健康福祉部	健康福祉課長	教育委員会	教育総務課長
子ども部	元気子ども課長	教育委員会	指導課長
生涯学習部	生涯学習振興課長	消防本部	消防総務課長
生涯学習部	文化・スポーツ課長	上下水道局	経営企画課長
生涯学習部	青少年課長		
生涯学習部	男女共同参画課長		

第2次八千代市生涯学習基本構想

平成22年10月

編集・発行 : 八千代市生涯学習推進本部
事務局 : 八千代市生涯学習部生涯学習振興課
住所 : 〒276-0045
千葉県八千代市大和田 138-2
電話 : 047-481-0309
FAX : 047-486-4199
E-mail : syougaku1@city.yachiyo.chiba.jp

